



その第六点は、扶養加給額の引き上げであります。

その一は、傷病恩給受給者の妻にかかる加給の年額を、二万四百円から二万八千八百円に引き上げようとするものであります。

その二は、増加恩給等の妻以外の扶養家族及び公務関係扶助料受給者の扶養家族にかかる加給の年額は、一人に限り七千二百円、その他は一人について四千八百円となっておりますが、これを二人まではそれぞれ九千六百円、その他は一人について四千八百円に改善しようとするとあります。

その第七点は、準公務員の在職期間の通算方法の改善であります。

準公務員である特定郵便局長、准訓導等が引き続いで公務員となつた場合には、その準公務員としての勤続年月数の二分の一に相当する年月数を通算することとしておりますが、これを全部通算しようとするものであります。

その第八点は、外国特殊機関職員の在職期間の通算条件の緩和であります。

公務員としての前歴を有しない満洲拓殖公社、上海共同租界工部局等の外国特殊機関の職員についても、外國政府職員等と同様に、その職員期間を公務員期間に通算しようとするものであります。

その第九点は、恩給外所得による普通恩給の停止基準の引き上げであります。

恩給外所得による停止に関する普通恩給の基準額を三十二万円から六十万円に、同じく恩給外所得の基準額を百六十万円から三百万円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

以上のはか、一般文官の戦務加算年を旧軍人等の恩給の基礎在職年に算入し、海外等において抑留された一般文官に対し加算措置を講じ、教育職員にかかる勤続加給条件を緩和するとともに、有罪とならなかつた戦犯容疑者の拘禁期間を通算する等所要の改善を行なうこととしております。

なお、以上述べました措置は、昭和四十八年十  
月一日から実施することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(高田浩運君) 以上で説明は終わりました。

本案の審査は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(高田浩運君) 次に、農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鶴園哲夫君 前回農林省設置法の審議の途中に中曾根発言の問題が出来まして中断をするような形になつたわけですが、中曾根問題は内閣委員会としましてはまだ終わつておるというふうに考えておりませんすけれども、しかし、先般の中止したところから農林省設置法について審議をいたしたいと思います。

きょうあの常勤職員につきましての政府統一見解がありまして、これにたいへん疑問を持つておられますし、それから公務員の常勤職員についての考え方につきまして問題を持っておりますので、そこで、先般来おいでいただいておりました人事院総裁、そしてきょうは総理府総務長官も御出席をいたいたいたといわけであります。総理府総務長官と人事院総裁を前にいたしまして若干お尋ねをいたしたいわけであります。いま人事院の勧告は再びたいへん大きな問題になつてしまつておられます。私はいまの人事院勧告の方式といふのは十三年続いた勧告方式といふものは終つたといふ私は考えを持っておるわけであります。

そこで、まず人事院にお尋ねをいたしたいことがあります。私はいまの人事院勧告の方式といふのは三十五年にできまして、そのときは画期的な意味を持つておったわけですが、それから十一年であります。私はいまの人事院勧告の方式といふのは十三年続いた勧告方式といふものは終つたといふ私は考えを持っておるわけであります。

そこで、まず人事院総裁にお尋ねをいたしたいことがあります。私はいまの人事院勧告の方式といふのは三十五年にできまして、そのときは画期的な意味を持つておったわけですが、それから十一年であります。私はいまの人事院勧告の方式といふのは十三年続いた勧告方式といふものは終つたといふ私は考えを持っておるわけであります。

くらなければならぬ、そういう段階にきてる  
と、こう考えておるものであります。これは実施  
時期の問題にいたしましても、それから調査方  
式にしましても、さらに算定方程式にしましても、あ  
るいは統計的な処理のやり方につきましても、こ  
れは根本的に検討をいたしまして新しい勧告様式  
というものをつくる段階にきてる、こう思つて  
おります。

従来からこの内閣委員会でも問題になつてお  
りますのは、人事院の勧告は四月一日実施するよう  
にという勧告になるのですけれども、もう例年の  
とおり十二月の末に法律は決定をするわけであり  
ます。そして四月にさかのぼりまして、九ヶ月さ  
かのばって支給をするという状態であります。予  
算は一年単位で考えられておりまし、給与は一  
ヶ月単位で考ええておるわけですから、九ヶ月  
もこれをさかのぼってやらないとい  
う、これはいま一番大きな問題だと思います。し  
たがいまして、人事院総裁もこの内閣委員会にお  
きましては、九ヶ月もさかのぼらなければならぬ  
ということはこれはやはり何らかの措置をしなけ  
ればならぬと、その間の物価の上昇等を考えまし  
てもそういうような御発言があるわけであります  
が、しごく当然だと思ひます。それから政府の側  
といつしましては、前の総理府総務長官であります  
が、何かこの概算払いのごとき、あるいは前払  
いのごときものを検討する必要があるといふよう  
な発言も行なわれておるわけであります。で、こ  
れはいまの勧告方式に対します一つの新しい考  
え方だと思ひますよ。

そこで、まず人事院にお尋ねをいたしたい  
ことがあります。私は二十年一日のとき勧告方式とい  
うふうになりますと根本的に考へる必要があるんぢ  
やないか。いまの世の中にこういう二十五年以來  
か、いまの世の中にこういう二十五年以來  
あ私は二十年一日のとき勧告方式といふふうに  
しゃつちゅう言つておるんですけども、従来は  
その意味がありましたけれども、もう今日はやは  
り根本的にこれは考へ直す必要があるんではない  
うんであります。ですから、これはいまの段階に  
なりますと根本的に考へる必要があるんぢやない  
か、いまの世の中にこういう二十五年以來  
あ私は二十年一日のとき勧告方式といふふうに  
しゃつちゅう言つておるんですけども、従来は  
その意味がありましたけれども、もう今日はやは  
り根本的にこれは考へ直す必要があるんではない  
うんであります。そのためにはいまの調査方式なり、  
それから統計的の処理のやり方なり、さらに算定方  
式といふようなものについて簡素化する必要があ  
る、と思つてます。そのためにはいまの調査方式なり、  
それから統計的の処理のやり方なり、さらに算定方  
式といふようなものについて簡素化する必要があ  
る、と思つてます。簡素化することにつきまして  
は、従来人事院といたしましては、これを簡素化  
するというと勧告について力がなくなると、勧告  
に重みがなくなるというような話があります  
これが難点になつておつたわけでありますけれど  
も、御承知のように、いま簡素化したというこ  
とによりまして勧告はその力がなくなるというよ  
うな情勢ではなくなつてきておるわけであります  
それはもう昨年、本年と明確になってきてお  
るわけであります。その点については総理府総務  
長官も御承知のとおりですし、人事院総裁として  
も御承知のとおりだと思うんです。また、私は国  
家公務員法の立場からいましても、国家公務員  
法もそれから一般職国家公務員の給与法におきま  
しても、これは俸給表が適當であるか適當でない

を勧告している。それが二十五年から今日まで勧  
告をしてないんですけれども、これが私は、勧告をす  
みやかに実施するという場合の一つの大きな問題  
点だと思うんであります。通例国会が開いていな  
いときに国会と内閣に対して勧告をする、この考  
え方ですね、これはやはり考へる必要があるん  
じゃないか。そういう事態になつておりますのは、  
いまの勧告の出し方が調査方式にいたしましても  
わたつております。これは二十五年当時でできまし  
たやり方が固定をしていい。固定をしているだけ  
であります。ますますこれが多様化して複雑化し  
て、いるというところに大きな私は原因があると思  
うであります。ですから、これはいまの段階に  
なりますと根本的に考へる必要があるんぢやない  
か、いまの世の中にこういう二十五年以來  
あ私は二十年一日のとき勧告方式といふふうに  
しゃつちゅう言つておるんですけども、従来は  
その意味がありましたけれども、もう今日はやは  
り根本的にこれは考へ直す必要があるんではない  
うんであります。そのためにはいまの調査方式なり、  
それから統計的の処理のやり方なり、さらに算定方  
式といふようなものについて簡素化する必要があ  
る、と思つてます。そのためにはいまの調査方式なり、  
それから統計的の処理のやり方なり、さらに算定方  
式といふようなものについて簡素化する必要があ  
る、と思つてます。簡素化することにつきまして  
は、従来人事院といたしましては、これを簡素化  
するというと勧告について力がなくなると、勧告  
に重みがなくなるというような話があります  
これが難点になつておつたわけでありますけれど  
も、御承知のように、いま簡素化したというこ  
とによりまして勧告はその力がなくなるというよ  
うな情勢ではなくなつてきておるわけであります  
それはもう昨年、本年と明確になってきてお  
るわけであります。その点については総理府総務  
長官も御承知のとおりですし、人事院総裁として  
も御承知のとおりだと思うんです。また、私は国  
家公務員法の立場からいましても、国家公務員  
法もそれから一般職国家公務員の給与法におきま  
しても、これは俸給表が適當であるか適當でない

か年一回以上の勧告をすることになつております。年一回以上という規定をしてあるわけでありますから、そういう立場からいいましても、そういう複雑なへん時間かかるやり方というのは公務員法の趣旨にも私は沿っていないのではないか。いままでは意味を持つておりましたけれども、沿わなくなつてきていると、こういうふうに思つだけです。

そこで、ことしの問題は次にお伺いすることにいたしまして、これはこれから勧告について、いま私が申し上げたような点について総裁のひとつ御見解を伺いたいんです。これはすでにまあ總裁といたしましてもいろいろ御検討なさつていらっしゃるだらうと思いますけれども、私は簡素化いたしまして、省略をして、少なくとも六月の中ごろには勧告を出すべきではないかと、出す必要があるのではないかと、こう考えておるところであります。ことしの問題はもうあと二カ月に控えておりますから、どうというわけにはいきませんけれども、そういう私は考えを持っておりますが、それについての総裁のお考えを伺いたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 一部お答えを先回りし

てお述べいたいたんであります、御指摘の問題は、私どもとしてもいつもこういふ席でもお尋ねを受けておりますし、非常に重大な関心を持つて、問題意識を持ちながらきておるわけでござりますけれども、結局、一口に申しますと、根本はたまたまおことばもありましたように、現在の官民比較主義というものをどう見るか、どう持つていくかということが出発点だらうと思います。もちろん民間調査はしないですぱりとやれやということであれば、これはもうすぐ簡単にできることでございます。どうも私どもとしてはまだ——先ほどおことばに、先回りしてお述べになりましたように、やはり勧告の信頼性あるいは権威というようなものからいいますと、敵対する民間調査といふことがどうしても絶対の基礎条件になるであらう、これは今日のところまだそのよう

に信じております。たびたび申しますように、米の先進諸国もここ数年来われわれのやり方にむろなうなつてきておるようなこともござりますし、これは世界的にもやはり認められた一つの手段がたい方法だらうと思ひますので、その点はこれであります。たまたま従来の勧告は八月半ばに脱却する勇気は率直のところありません。したがいまして、その限界を守りながらどうスピードアップを考えしていくかということになるわけですがあります。たまたま従来の勧告は八月半ばに及んでなされると、復習をさしていただければ、大体日本の一般の民間の給与改定が四月を中心として行なわれるということから、どうしても調査は四月という辺に基準を置いて調査せざるを得ないということに出発をいたしました。さらにその上に春闇がおくれると、おくられた場合の積み残しはどうするというようなまた批判が、相当痛烈な批判が一般にもありますし、われわれとしては、そういう積み残しとなるべくさらってデータをつくるにやならぬということでおこりますから、どうといふわけにはいきませんけれども、さういふ私は考えを持っておりますが、それについての総裁のお考えを伺いたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 一部お答えを先回りし

てお述べいたいたんであります、御指摘の問題は、私どもとしてもいつもこういふ席でもお尋ねを受けておりますし、非常に重大な関心を持つて、問題意識を持ちながらきておるわけでござりますけれども、結局、一口に申しますと、根本はたまたまおことばもありましたように、現在の官民比較主義というものをどう見るか、どう持つていくかということが出発点だらうと思います。もちろん民間調査はしないですぱりとやれやということであれば、これはもうすぐ簡単にできることでございます。どうも私どもとしてはまだ——先ほどおことばに、先回りしてお述べになりましたように、やはり勧告の信頼性あるいは権威というようなものからいいますと、敵対する民間調査といふことがどうしても絶対の基礎条件になるであらう、これは今日のところまだそのよう

に信じております。たびたび申しますように、米の先進諸国もここ数年来われわれのやり方にむろなうなつてきておるようなこともござりますし、これは世界的にもやはり認められた一つの手段がたい方法だらうと思ひますので、その点はこれであります。たまたま従来の勧告は八月半ばに及んでなされると、復習をさしていただければ、大体日本の一般の民間の給与改定が四月を中心として行なわれるということから、どうしても調査は四月という辺に基準を置いて調査せざるを得ないということに出発をいたしました。さらにその上に春闇がおくれると、おくられた場合の積み残しはどうするというようなまた批判が、相当痛烈な批判が一般にもありますし、われわれとしては、そういう積み残しとなるべくさらってデータをつくるにやならぬということでおこりますから、どうといふわけにはいきませんけれども、さういふ私は考えを持っておりますが、それについての総裁のお考えを伺いたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 一部お答えを先回りしてお述べいたいたんであります、御指摘の問題は、私どもとしてもいつもこういふ席でもお尋ねを受けておりますし、非常に重大な関心を持つて、問題意識を持ちながらきておるわけでござりますけれども、結局、一口に申しますと、根本はたまたまおことばもありましたように、現在の官民比較主義というものをどう見るか、どう持つていくかということが出発点だらうと思います。もちろん民間調査はしないですぱりとやれやということであれば、これはもうすぐ簡単にできることでございます。どうも私どもとしてはまだ——先ほどおことばに、先回りしてお述べになりましたように、やはり勧告の信頼性あるいは権威というようなものからいいますと、敵対する民間調査といふことがどうしても絶対の基礎条件になるであらう、これは今日のところまだそのよう

に信じております。たびたび申しますように、米の先進諸国もここ数年来われわれのやり方にむろなうなつてきておるようなこともござりますし、これは世界的にもやはり認められた一つの手段がたい方法だらうと思ひますので、その点はこれであります。たまたま従来の勧告は八月半ばに及んでなされると、復習をさしていただければ、大体日本の一般の民間の給与改定が四月を中心として行なわれるということから、どうしても調査は四月という辺に基準を置いて調査せざるを得ないということに出発をいたしました。さらにその上に春闇がおくれると、おくられた場合の積み残しはどうするというようなまた批判が、相当痛烈な批判が一般にもありますし、われわれとしては、そういう積み残しとなるべくさらってデータをつくるにやならぬということでおこりますから、どうといふわけにはいきませんけれども、さういふ私は考えを持っておりますが、それについての総裁のお考えを伺いたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 一部お答えを先回りしてお述べいたいたんであります、御指摘の問題は、私どもとしてもいつもこういふ席でもお尋ねを受けておりますし、非常に重大な関心を持つて、問題意識を持ちながらきておるわけでござりますけれども、結局、一口に申しますと、根本はたまたまおことばもありましたように、現在の官民比較主義というものをどう見るか、どう持つていくかということが出発点だらうと思います。もちろん民間調査はしないですぱりとやれやということであれば、これはもうすぐ簡単にできることでございます。どうも私どもとしてはまだ——先ほどおことばに、先回りしてお述べになりましたように、やはり勧告の信頼性あるいは権威というようなものからいいますと、敵対する民間調査といふことがどうしても絶対の基礎条件になるであらう、これは今日のところまだそのよう

いつでも、八月にあんな大作業をやるという、七月から八月という全く夏の最も暑いときにあいり——まあそれは別にしましても、これはやはり算定方式を改めればいいんですから、やり方を改めればいいんです。そして、その人事院が改めたといたしましても、従来人事院が言っていらっしゃったように、しままとおっしゃいましたけれども、勤怠に重みがないという理由にはならない。すでに昨年からもはつきりしておるじゃございませんか。本年もはつきりしておるじゃないですか。そういう情勢になつていてるんだから、ですから、これはもうすみやかに処理するような方向に持つていかなければならぬのじゃないか。そうでありませんと、いまの公務員の関係者一般からいいまして、これはもう期待を裏切ること、はなしはだしいと私は思つております。去年からそういう状況になつてきてる。本年はますますそういうところにきてるんじゃないかというふうに思います。

それからもう一つ、これは総務長官にもお尋ねをしたいんですけども、いま総裁からお話をありましたように、従来は昭和二十五年から二十二、三年の間毎年八月に勧告をなさつてきた。その間にちょっと七月というのがありますけれども、いずれにしても八月に勧告をしてきた。ちょうど国會は開かれていないということで、毎年のようになつ月末にきまつて。そして、ずっととかのばつて支給するということですね。これは何とかしなければならないということで、一つの案として、これはやはり國会と内閣に勧告をして、公務員の給与というのはこれは非常に重要視しなければならない、そのためごく短いこれは臨時國会あるいは給与國会等をしてもよろしゅうございましが、非常に短い短期間の國会を開いてすみやかにこれを解決していくという、そういう努力が必要だと思うんです。従来はそれが行なわれて、ないわけです。國会もこれは努力しなければならぬと思います。特に政府としてそういうような努力をすべきではないかと私は思つんで。総裁も

ちよつとそういう意味のことをお触れになりませんか。総理府総務長官、どういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(坪川信三君) 先ほどからの鶴岡委員の、公務員給与の実施等に関する幾多の問題を、御意見を交えながら提起をされて、人事院並びに政府に対する御要望、十分拝承いたしておるわけでござりますが、御承知のとおりに、国家公務員の給与という問題は非常に重要な問題でございますので、第三者機関である人事院において公正、中正な立場において科学的に十分調査されまして、その結果が答申されて、これを踏まえて、政府はその勧告を尊重いたしながらこれを実施に移すという既定の方針は、本年もそのとおりにいたしておりますことは当然でございますが、その勧告を早期に実現するということは、公務員制度の適正な運用の上からいしましても非常に重要な問題でもあり、またそうしたものも非常にその線に沿う努力を政府もいたすべきことは当然でございますが、御承知のとおりに、公務員給与の実態調査をいま終えまして、そして電子計算機による集計を終わって、それぞれ人事院に逐次送付いたしておりますような次第でございますが、この職種別な民間給与の実態調査というものはなかなか御承知のよう手数がかかるものでございまして、先日も統計局へ私自身が参りまして、各職員がこれに真剣に取り組んでいる姿を見まして、非常に意を強いたしておるのでござりますけれども、統計局の職員もほんとうにこの暑い中にあって、ほんとうに時間の超過勤務をいたしながらこれに取り組んでおるといふような実態を見まして、ほんとうに打たれたような気持ちもいたしておるのでござります。それが行なわれまして、そしてやはりその答申を持つことになると、いま人事院總裁がおっしゃったように、八月になるんじゃなかろうかという予想もいたされるようなわけでございます。

点で私が開いてお願意するというようなことを法府のほうで申し上げることの、いまだ段階でないと、こう思つております。また、これを申し上ることは、やはり国会に対する立場もございまので、敵に慎みたいとも考えておりますが、そした勧告の実体というものをよく見きわめました。おいて、これの議決をどうすべきかというと、政府としたしましては十分ひとつ誠意を持って検討をいたしたいとも考えておるようなりますので、ございますので、御心情また御要望の点は、第一にござりますけれども、現実というものが無視できないきびしい使命を持った問題でもございますので、そうした点を十分御意見は御意見として、貴重な御意見として心に踏まえながら取組んでまいりたいと、こう考えておる次第であります。



ここだけあるのは——私はそれもいいと思うんですけれども、人事院の通達の中にはこの出来高は別じやと、こういう言い方をしてる。ところがいま申し上げましたように、そのときは出来高が大部分でした。しかし、その後だいぶたつておるわけです。二十年たつておるわけです。その中で、いまの雇用形態の中でもどんどんその出来高は減ってきてる、いまはもう圧倒的に出来高がなくなっている。そして出来高にしなくて普通の賃金払いにしてもいい状態にきてると思うんです。そうした場合には、これは人事院、お考え方を考え方を変える必要がある、私は思います。何回も言つておるよう、これを人事院に一ヵ月なり二ヵ月なり木を切つたり、木を剪定したりする人を雇うなら、これは補助的な臨時的な日々雇いと言つてもいいです。これは林野庁を相手にして言つておる。林野庁にあって木を切つて、木を植える。そしてそれは毎日つとめたとして、一年も二年も三年も五年も十年も二十年もつとめておるという人を、これは日々雇いして臨時的な補助的な仕事だと、これは絶対いけないです。

だから、そのところをお考えをお変えになる必要があるのじやないかと私は思います。これは現状認識がちょっと古いでしょ、總裁。何せ公務員の問題を全部總裁は認識されるというわけにもいきますまいから、何でそれどもね、私はこういふ考え方方は成り立たないと思う。なぜこういう解釈をせざるを得ないのかといえば、それは三十六年の闘議決定があるからだ。いま、御存じのとおり、常勤職員というのはこれは二つしかない。一つは定員内の職員、もう一つは本人限り、本人が死んだらそれで終わりだ、本人限りの常勤労務者というのがある。これは非常に少ないです。林野庁では百五十何名と言つておる。三十六年当時は多かったのですけれども、本人限りですからだんだんこれはやめますと、なくなります。ですから、いまは非常に少なくなっています。その二つに分けてある。そこに問題が私はあると思うのです。いまはこれははみ出しちゃった。だから、条件が

変わったのだから、先ほど申したように二十五年のときには出来高といふことで省いてもよろしかった。私は省いちやいかぬと思うのですけれども、人事院は省いた。しかし、出来高でなくなってきたのです。それならこれはそういうふうに考えなければならぬのじやないか。ただ三十六年の閣議決定があるからむずかしい、できにくい、ということじやないですか。これはいま御検討なさいていらっしゃらなければ、あらためて伺つてもいいです。どうでしよう。

○政府委員(佐藤達夫君) 基本的には先ほど申し上げたとおりで、たまたま定員法との引っかかりも話題に出たわけですけれども、定員法では恒常的に常勤とかという表現がしてありますね。それは結局私の先ほど申し上げました国家公務員法が一般職として性格づけをしている恒久職的なもの、バーマネントサービスといわれるようなものというようなものと、それはびつたり合つてゐるのではないかと思ひます。したがいまして、それ以外の人たちは非常勤ということになる。そうしますと、その非常勤の性格を持つてゐる人たちについて、もうちょっと恒久職の人々に近いような優遇の手はないかという話のほうにわれわれとしてはつなげていかざるを得ない。それじゃ前回申し上げましたようなことで、表までつくって、ここは得だ、ここは損だということで一覧表までつくって検討しておりますけれども、ほとんど満限の待遇ということになつてゐる。もともとこれはわれわれは団交権のない非常勤の方々を対象にしてのお話を申し上げてゐるわけで、団交権をお持ちの方はまた両当事者の御健闘ぶりによつてどうなるか、これは別でありますけれども、一般の団交権のない方々についてはそういう気持ちでわれわれは臨んでいる、こういうことでござります。

○鶴園哲夫君 総裁、私は先ほど人事院通達で詳しく申し上げたのですけれども、私は二十五年の人事院の作業員の取り扱いという通達で出来高を省いたわけです。これは常勤職員じやない、常勤の職員ぢやないといいますか、省いたのです。省

かない分は、先ほど私が言うまでもなく全部は定員化されたのです。その省いた理由は先ほど申し上げておりますように出来高はいかぬ、それは人事院やら、あるいは行管やら、あるいは林野院などとの話もあったのでしよう。ですから、出来高ではないというたゞ書かがついている。私はそれが思はないのですけれども、人事院通達はこうなっている。ところが、出来高でなくなつたのをどう言つておきたいといふ立場であり、また私の考え方であることを表明申し上げておきたいと、こう思います。

○鶴園哲夫君 私はいま筋を申しておるわけですが。國家公務員の位置づけといいますか、解釈といいますか、いうものを、これは筋を通してやつてもらいたい。たとえ閣議決定があろうとも、これは三十六年の閣議決定ですから、それから十年たっているわけですし、そうしますと、その間に情勢の変化だってあるわけですね。だから、閣議決定を守りまして、墨守して、一歩も動かさないという考え方には必要ないじゃないですか。私が申し上げたような形に解釈すれば人事院のはうもお助かりになるんです。苦しい答弁だと私は思いますよ。条件が変わつちやつしているんだから、総理府としてもこれははどうも何かはつきりしないものにしておくといふのは筋が通らない。私は定員だと思っているんです。定員だと思ってる。常勤職員だと思ってる。人事院の通達から見ましてもそうです。現実の状況を見ましてもそのとおりなんですよ。ですけれども、いまその問題についてはこれだけにいたしまして、そこで、いま総理府総務長官からお話をございましたですが、この問題について総理府、それから人事院、行政管理庁、そして林野庁、そういう関係方面が、お集まりになりまして、そうして四十六年に政府統一見解というのができているんですね。この一般常用作業についての政府統一見解というのができているんです。その統一見解について、これはたいへん私疑問を持ってるんです。それは先ほど申し上げたように、なことがあって、ああいう無理な統一見解になつてゐるんじゃないかと思つんですけれども、雇用、それから勤務の態様からいって、雇用は継続しているという点で常勤職員に似ている面があるとうんです。似ている面じゃないです、これは似ているか似てないかといえば、似てるんです。似ている面がある。しかし、これを常勤職員にすることについては、現在の公務員の体系からいってなかなか困難である。しかし、慎重に検討してまいりたいと、こういやり方になっておるんです。ですから、常勤職員とは言切れない、それでは常勤職員にするかと言うと、それもしないと

は言わない、慎重に検討してまいりたい。これは四十六年の四月一日の政府の統一見解です。私はこの点について非常に無理な解釈だと思う。似てするに似ている面がある。だが、常勤職員にするについては、いまの公務員体系からいってなかなか困難である。できないとは言わない、なかなか困難。これから慎重に検討してまいりたい、こういう言い方です。どうも政府としては、まことに歎切れるの悪い、妙な解釈なんですね。似ている面があるんじやなくて、似ていると。雇用の形態、勤務の形態、様子からいって似ていると。しかし、いまの公務員体系からいってなかなか困難である。慎重に検討してまいりたいというならわかるんです。三十六年の閣議決定があるから。どうでしょうか。こまかく伺うと、あんまりこまかくなっちゃって大臣の答弁にふさわしくないと思いません。大まかな話にしておきますけれども、似ています。三十六年の閣議決定をどうでしょう。

○國務大臣(坪川信三君) いまお話しのありましたような勤務状態あるいは雇用形態等をあらゆる角度から検討されまして、制度上において、いわゆる常勤の職員にすることについては非常に困難な点があるということが統一見解としての結論であつたことは御指摘のとおりであり、私もそれを踏まえながら、この解釈に、制度上にどう持ついくべきかというような点についてはやはり慎重を期さなきやなりませんけれども、いま御指摘に統一見解を変更して御期待に沿うという御返答を申し上げることのでき得ない事情も、十分鶴園委員御承知のとおりでございますので、そういう点もごそんたくいただきました、政府といたしましては、慎重にこれについて今後も前向きで取り組んでまいりたいと思います。

○説明員(船谷近夫君) 海上保安庁が海洋の汚染に関して質問をいたしたいと思います。前回せっかく海上保安庁の方々に来ていただきまして、時間がなくて質問ができませんでした。そこで、最初に海上保安庁の方々に對して質問をいたしました。春・夏・秋・冬といいますか、海上勤務の方々は私はまさにとて苦勞だと存じます。きょうは、その海上保安庁でお調べになりました四十七年度における海洋汚染の発生状況、これらを御説明を願いたいと思います。

四十六年の一・四倍、四十五年の五・二倍となっております。種類別に申し上げますと、油によるものが千九百八十三件で全体の約八七%を占めています。赤潮による汚染が瀬戸内海を中心にして二百五件発生しまして、全体の九%となつております。それから海域別に申し上げますと、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、その三海域で七三%と集中的に発生しております。瀬戸内海が約半数を占めています。それから排出源別、それから原因別に申し上げますと、油によるもの千九百八十三件のうちで、船からのものが九千九十九件、陸上からが九十八件、原因者不明のものが七百九十五件ということです。船によるものが圧倒的に多くなっています。なお、人為的な原因、これは油の取り扱いの不注意等ですがこれが九千九件を占めています。大体総括的にはこういったところでござります。

○宮崎正義君 現在の監視体制が取り締まりに対して十分享であるかどうか、それが一点。

それからもう一つは、予算要求に対する予算の処置、それらに対する整備の状態、いいか悪いか、この点について御説明願いたいと思います。

○説明員(船谷近夫君) 現在の当庁の海上汚染防止あるいは取り締まりの任務を課せられました関係で、本庁に海上公害課を設けましたし、主要なところの五つの管区本部に海上公害監視センターをつくりました。それから水路部に海洋汚染調査室、それから海上保安庁に海上保安試験研究センターというものが横浜にございますが、それに化学分析課を新しくつくりました。人員につきましては、現在公害担当要員は合わせて八十名でございます。で、四十八年度には十六名をさらに増員する予定でございます。巡視艇につきましては、ほかの業務、海難救助その他の業務をあわせてやつておるわけでございますが、総数三百五隻でございます。で、四十八年度は老朽しております船の代替をする

三十二隻行ないます。十一管区沖縄のほうには二隻を新しく新造して増強いたします。航空機につきましては、二十八機持っておりますが、今年度

は老朽しておるヘリコプター八機を代替いたしま

す。なお、夜間、油の流れ等の監視のために

油排出夜間監視装置というのを四十七年度に羽田

のビーチクラフト機につけまして、今年度も広島

のほうにありますビーチクラフト機につけよう

としております。それから公害監視機動艇というの

を特別に購入いたしまして、これはモーターボート型ですが、それを二隻、今年度は三隻。それか

ら監視、取り締まり用機材が新しく必要になります。

それから公害監視機動艇といふのを四十七年度に羽田

のビーチクラフト機につけまして、今年度も広島

のほうにありますビーチクラフト機につけよう

としております。それから公害監視機動艇といふの

を特別に購入いたしまして、これはモーターボー

ト型ですが、それを二隻、今年度は三隻。それか

ら監視、取り締まり用機材が新しく必要になります。

それから公害監視機動艇といふのを四十七年度に羽田

のビーチクラフト機につけまして、今年度も広島

のほうにありますビーチクラフト機につけよう

としております。

○鶴園哲夫君 この問題は、私は筋としてははつきりしていかなきゃいけないと思つております。

○説明員(船谷近夫君) おお、夜間、油の流れ等の監視のために

は、老朽しておるヘリコプター八機を代替いたしま

す。なお、夜間、油の流れ等の監視のために

は、老朽しておるヘリコプター八機を代替いたしま

す。

いま部長がおっしゃられた内容について、ひとつ資料で示していただきたいと思いますが、委員長、資料をお願いいたします。よろしくうござりますか。

○説明員(船谷近夫君) はい。

○宮崎正義君 そうしますと、そのことについての質問は続けないで、後日に譲つてまいります。

そこで、先ほど状態の説明がございましたね。海域別の汚染状態というのがありますが、この海域別の汚染状態といふのは、どの省でどういうふうなものが、どんなふうなものを汚染しているんだといふ、各省別にいえばどこの省が一番多く出しているか、そういう件数あるいは与えた被害、それらの点について御説明を願いたいと思います。

○説明員(船谷近夫君) この省がということは、ちょっととそういう分類をいたしておりませんが、先ほど申し上げました中での検挙した状況、これにつきましては申し上げませんでしたので、なおつけ加えさせていただきますが、自然にそれでどういう法律に違反しておるか、検挙したものといふことが出てまいります。四十七年では總檢舉件数が千百七十三件でございます。そのうち海洋汚染防止法に違反したものが一これはちょっと失礼します、あとで集計いたします。それから廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これに違反したもの四十一件、それから水質汚濁防止法、これが九件、港則法五百三十二件、都道府県の漁業調整規則四件、その他の法令三件でございます。海洋汚染防止法に違反したものは五百八十四件でございます。これが法律を所掌しております省庁が、すなわちそういうことになると、検挙状況から見まして言えると思います。

○宮崎正義君 私はそれは不十分だと思います。たとえば建設省が埋め立てをどんどんしておられます。運輸省は——私の申し上げている前提は、沿岸漁業に与える公害ということが前提にありながら聞いているわけです。海洋を汚染しているといふことは、即その沿岸漁業というものを壊滅していくということが前提でお伺いをしているわけ

ですから、それを含んでいただいて御答弁願えればいいと思います。したがいまして、いま申し上げましたように建設省が埋め立てをどんどんやっていますか。

○説明員(船谷近夫君) やっていっている。それから運輸省は港湾をつくつてやっている。それから通産省は企業誘致をやっているという、そういうふうな面から考えていけば、どの何省がどういうふうな汚染の原因源といふものを持っているんだ、こういうふうに言えると思うんですが、どうでしょうか。

○説明員(船谷近夫君) 海上保安庁が海洋汚染の発生状況を見ておりますのは、法令に違反しておるかどうかという観点から、取り締まり上の観点から見ております。したがって、油が流れてしまえば、それはどの条項に違反しておるからということで、船舶であればそれを追及いたします。それからその他工場排水にしても、産業廃棄物の廃棄の状況にしましても、どの法令に違反しておる、違反してないかという点から見るわけでございまして、たとえば埋め立てをしておる、それで一目見れば海上がその土によってよごれておるということ、それを見ただけで、それは海洋が汚染しておるとわれわれは見ておりません。それが法令に違反しておるかどうかという点を注目して見るわけでございます。

○宮崎正義君 なお、赤潮につきましては、これは農林省、水産庁の要望もございまして、うちは飛行機で空から広範囲に見ることができますので、それを発見しましたら都道府県に通報するということでやつておるわけで、これは法令の違反を監視するという意味とは別の問題でございます。

○説明員(船谷近夫君) この海洋汚染の監視基準というのを指示してございますが、これは主として飛行機によつて海洋を監視するという日下の行き方でございます。東京湾、伊勢湾、瀬戸内海等、重要海域については、少なくとも一日二回、それにつながる比較的汚染があるところでは一日一回、その他は二日に一回とかいうような飛行機をそれだけ飛ばしなさいというような基準でございます。

それから工場排水につきましては、特別に必ずその一つの排水口から月に何回は取りなさいといふ数字的な指示はいたしておりませんが、極力やるようになります。わが党で公書總点検をやった場合が多いんです。わが党で公書總点検をやったときに、いろいろなときにはたいがい相手方の工場にわかれますね、直接に。あれなんかどんなふうに見ていいですか、どんなふうにとらえようとしているんですか。

○説明員(船谷近夫君) 海洋汚染防止法上、あるいは他の法令におきまして、海をよごしておる、海に流すのにこういうやり方でなくてはいけないとか、これ以上のものを海に流して——濃度ですが、濃度のものを流してはいけないとかいうふうな規制がございます。その違反を見ようとすると、いうやり方でないとかねわけです。したがいまして、われわれはほかの業務も同時にやりますけれど、できるだけその臨海工場の排水口から直接排水を採取する、そして分析するということをやっておるわけとして、これからもできるだけひんぱんにやりたいと考えております。

○宮崎正義君 これはたいへんなことだと思います。二十四時間の大体時間をきめられておゆりになつて、いるだらうと思うのですが、その状態なんかどんなふうにこの指示をなさつてあるんですか、時間帯なんかは。

○説明員(船谷近夫君) この海洋汚染の監視基準といふのを指示してございますが、これは主として飛行機によつて海洋を監視するという日下の行き方でございます。東京湾、伊勢湾、瀬戸内海等、重要海域については、少なくとも一日二回、それにつながる比較的汚染があるところでは一日一回、その他は二日に一回とかいうような飛行機をそれだけ飛ばしなさいというような基準でございます。

それから工場排水につきましては、特別に必ずその一つの排水口から月に何回は取りなさいといふ数字的な指示はいたしておりませんが、極力やるようになります。わが党で公書總点検をやった場合が多いんです。わが党で公書總点検をやったときに、いろいろなところにこういう問題があるんだということが一応の形の中にはめてありますけれども、これを各省単位の大きな予算措置の中からやつて、これから向こう一ヶ月間一齊点検をやるというような、それは業務の繁閑を見て管区本部ごとにやる場合もございます。

○宮崎正義君 それをやるときには、一齊にやるとゆえに、いままでおやりになつたその実績を、ことういうところにこういう問題があるんだということが一応の形の中にはめてありますけれども、これが各省単位の大きな予算措置の中からやつて、こうようにしたほうがいいんじゃないかと思うんであります。その実績なんかは二十四時間やつたんです。それで出るものをずっと調査して、どの時間に一番出しているかということも大体統計をとつてみると、わかっています、非常に夜中が多い。

これは全国漁業協同組合連合会でまあ基本的な構想の案を出しているんですが、「公害によって悪化した浅海域漁場の復旧対策事業費試算について」という、これは、この前私も時間がありませんでした。その実績なんかは二十四時間やつたんです。このことだけを触れたわけですが、このの全漁連の内容を見て、三千五百六十五億、これぐらいの金をかけてもまだ足りないといふ、全日本列島の海域」とに出した資料なんです。

が、その個所は七十七ヵ所、そしてその事業対策は、悪化漁場面積というものが三千九百七十二平方キロメートル、その金額がいま申し上げましたよな三千五百六十五億八百二十五万円ということになると、そういう関係を調べてみますと一千三百四十四億九千五百万、こういうふうになつて、いるわけです。したがつて、その残つていく漁業のプロパーとしての実績事業費が約五千三百三十億余でござりますが、これを投入をしなければならないというふうにこの試案が出ているわけです。これは農林大臣も、水産府長官も、こうしていかなければならぬについてはどういうふうな有機汚泥除去をやつていいかなど知らないのか、あるいは海水交流促進といつの試案を出しているわけです。そのA地域についてはどういうふうな有機汚泥除去をやつていいかなど知らないのか、あるいは海底耕耘などいうものをどういうふうにしていかないかなど、あるいは離岸導流堤というものをどんなふうにしてつくつていいかなど知らないのかといふことが、こういうふうなことを、おもなる事業をやっていかなかつたならば日本の沿岸漁業といふものは教われないといつの方針を示しているわけですね。

になつていけば、これは将来のことを手を打つていかなかつたならば、放任をしていけば、先ほど御説明がありましたように、総発生件数が二千二百八十三件で四十六年の一・四倍、四十五年の五・二倍となつてゐるというこの問題、これがますます将来の手を打つていくような形にならなければ広がるばかりだと思う。こういう意味合いで私はいまお伺いをしてゐるわけなんですが、したがつて、検挙によるものの中から法令によつて、その法令に基づいた検挙というだけでなく、各省の問題がこのようにあるのだというふうなことを私はすべきだと思うのです。どうですか。そういう意味でお伺いしているわけです。

○説明員(船谷近夫君) 確かにそういう観点から海洋の汚染を極力防止していくこと、必要かと存じます。で、一面のわれわれの任務であるかとも思ひますが、われわれが實質的に実施することは、やはり法令の海上における違反の摘発であり防止であるわけです。したがいまして、やはり海上保安庁としての実際にやる実施の觀点といふのはどうしても取り締まりというところにいがざるを得ない。また、そういう赤潮なんかについては、そういう面でなくて一般の行政行為として、やっておるわけでござりますけれども、しかし、先生のおっしゃることよくわかりますので、できるだけのそういう方向でつとめたいとは存します。

○宮崎正義君 各省との話し合いはどの程度にやつておられますか。たとえば取り締まり状態を見て、いきまして、そうして通産省、あるいは運輸省、建設省、あるいは農林省、こういう各省間との話し合いをして、こういう点が非常に乱れないと、こういうふうな点が非常によくないといふことを、話し合いをどの程度に進めておられるのか。

○説明員(船谷近夫君) ちょっと例をあげて申し上げますが、大企業からの廃棄物の処理に関しまして、たとえばドラムかんが浮いております、流れ着きましたということで、それが法令違反でな

いかがという観点から調べた例がござります。それが非常にたいへんにむずかしい、その内容物のものは一体どこだというところを見るのはたいへんにむずかしいのですが、みんなが苦労しまして追及しますと、こういう結果が出てまいりました。それは企業が廃棄物を自分で、要するに工場を持つていて企業が自分で廃棄せずに、企業のそのままに廃棄業者に処理を委託いたします。それが、その委託された業者がまたさらに能力の低い業者に下請さす。それが二段、三段になって、最終的には処理費用が非常に安くなっておるということです。したがって、あんまり大きい船も持つてないような業者が、もっと沖へ行ってやらなくてはいかぬし、しっかりした捨て方をしなくちゃいかぬといふ状況であるのに、たいへんに近いところ、はなはだしいのは東京湾の湾内へそれを夜陰に流れて捨てるということがありまして、それはうちのフロッグマンがもぐつていって、あげてきて調べたという例もあります。あるいは南房総に流れ着いたということもございました。そういうところがありまして、これはやはり根本的には大企業の廃棄物の処理体制に問題があるというふうに感じまして、厚生省に文書をもって、こういう事例がありますので善処していただきたいという申し入れをした事例がござります。そのような、できるだけわれわれの取り締まりから、海岸汚染の防止という面からの関係省庁へのお願い、あるいは連絡といったことを極力やっております。

○國務大臣(綱内義雄君) 公害防止のために、海上保安庁が中心での取り締まり体制がます第・に必要であるということは、これはもう御指摘のとおりであると思うんです。そして取り締まりに伴いまして、その原因を追及していく、それに伴い原因者関係の各省に連絡をとつて、それぞれの対策を講じていくと、当然の順序であると思いまするが、同時に、現在環境省というものがござりますので、ただいま宮崎委員の御指摘のことにつきましては、行政面ではやはり主導的な立場に立つもののがなければなかなかうまくいかないのでないかと、そういう点からさうの御意見につきましては、農林省は農林省の立場といたしまして、また閑僚の一人としては、やはりこれは環境庁が中心で全般的な施策を考えいただき、指導行政をとつてもらう、これが適当ではないかと感じた次第でござります。

Digitized by srujanika@gmail.com

省といいますいろいろあります。通産省とか

それではこれより質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

は被害を受けている立場です。そういう面について厳重にこれを調査なさいまして、全漁連から出でておりますこの資料に基づきまして私は申し上げておるだけでありますので、これを参考になさつて、厳重に、公害対策に対する予算要求もしなきやなりませんでしようし、また将来の計画として、強、立場で各省とヒヤーして、大業者の方にはそ

○**華山昭範君** それでは農林省設置法の一部を改正する法律案の審議にあたりまして、きょうは参考の方に三人おいでいただきましたし、また先日はわざわざおいでいただきましたが、急に変更になりました、まことに申しわけないと思つております。

大体農林省全体の五・五%じゃなくて、少なくとも一〇%ぐらいは水産庁が取つて、われわれのもうなくちやならないたん白質の資源であるその水産事業というものに対することを嚴重に長官からも言つていただき、また、大臣からも言つていただくということを私は要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○委員長(高田浩運君) 本案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時再開することとし、休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時十分開會

○委員長(高田浩君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

○委員長(高田浩司君) 休憩前に引き続き、農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案審査のため、ただいま参考人としてお手元に配布している方々の御出席を願つております。

参考人の方々は、御多忙のところ、本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございました。

○華山昭範君 それでは農林省設置法の一部改正する法律案の審議にあたりまして、きょうは先日はわざわざおいでいただきましたが、急更になりますして、まことに申しわけないと思つております。

初めに、大臣にお伺いしたいのがあります。農林大臣並びに環境庁長官にお伺いしたいと思ひます。今回の法律の改正は、これは水産庁の組織改革の改正であります、まあ何といたしましても最近の公害の問題というのは、これはもうたいへんな問題になつてしまひました。その中でも、特に有明海を中心とする第三水俣病の発生、それに続きまして、もう大臣と御存じのとおり、水銀あるいはP.C.B.等の汚染は、もうこれはほんとうに私たちが日常考えておりましても、想像してもおそろしいほどだいたいへんな状況になつてしまひました。こういうふうな状況から考えまして、今回の農林省設置法の改正案の中にも、やはり水産庁の中に、公害問題についても触れてはおりますけれども、実際問題としてその公害の研究開発室に取り組むわざかの組織が入つてしるだけなんですね。農林省自体も現在のいわゆる近海漁業、沿岸漁業のこういうふうな公害の状況等を予想されてはいるけれども、組織の改革じゃないと私は思うのです。こんなにひどくなるんだということは考えていいなかつたんじゃないのかと私は思うのですが、そういう点から考えましても、これは非常に重要な問題を含んでお伺いしておきたいと思ひます。

そこで、私は、きょうは初めに両大臣に、最近のこの公害の状況、あるいは沿岸漁業の頽死の重症といつてもいいぐらいたいへんな状況でござりますが、こういう点について大臣の所信を初めてお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) 御指摘のように、最近は海域の汚染ということが各地で大問題になつておられます。だからこれは、一つには過去の蓄積積

の汚染の蓄積されたものを除去しなければならない。なかなかこれはヘドロの処理等、第二次汚染等も起こそするようなことのないような処理といふことがあります。それと同時に、これからは汚染また、今まで汚染が相当累積されている上に新たに汚染が蓄積されていけば、これはもう非常重大な事態になると思いますので、今後はできる限りまた汚染を上積みするような原因をつくさないように努力をしなければ、いま御指摘の沿岸漁業なんかほんと全滅の危殆に瀕する可可能性もあるわけでありますから、一つには過去の年染を除去する、もう一つは開発にあたって汚染さらに深刻化するようなことは、これはそういふ開発の方法は抑制しなければならない、こういふふうに考えております。

て行ないたいと思います。実はきょうは、これなら私が質問をしようとしております問題は、当内閣委員会におきましたもきょうが六回目の質問であります。したがいまして、ほんとうはもう前の話は全然したくないのでござりますけれども、長官も初めてでござりますので、やっぱり過去の経緯を知つていただかなければいけませんし、できたら私はきょうを最後にしてこの問題を解決をするところにしたい、そういうふうな思いで一ぱいなんどあります。

そこで、初めにやっぱり長官の基本的な姿勢をちょっととお伺いしておきたいのでありますけれども、私は、きょうこれから質問をしようとしております塩金の問題は、当内閣委員会でなぜ質問をするのかということがあるわけです。というのではなくて、私は昨年の農林省設置法でもいたしましたけれども、もともと環境庁をつくるときに、やっぱり環境庁の本来の考え方、あるいは環境庁がこれからやつていくであろう公害防止の問題、あるいは環境保全の問題、そういうような問題を何とか解決するためには、環境庁はこれからやっていく行政指導という問題があります。あるいはまた環境庁の所管であります公害防止事業団がござります。そういうようなものに対する指導をどうようやっていいつたらしいか、その実行はどうあるべきかということについて、実は環境庁設置法のとおりいぶんこの当内閣委員会で議論をいたしました。

そこで、きょうは私は大臣にもう端的に、すでに話をさせておきましたので、私二回にわたりまことに質問主意書を出しておりますので、その答弁をお聞きします。ほとんど環境庁を中心にして記録されておりますのでもう御存じだと思いますが、この塩金の問題を要するに松島湾の海をきれいにしようというところから、当時塩釜市のいわゆるかまぼこ業者の皆さん方が集まって、言うならば零細な業者とい





ち会つたから、市の職員が案内してくれたから、それじゃ市のはうに責任があるのか。市のはうに責任があるわけないですよ。市のはうだって、この加工団地の案内した人だつて全部しらうとです。いいですか。だから、この今回の失敗の根本の原因は、やっぱり事業団に技術者がちゃんとしないところが、そしてまた、そういう頼んだところもなかつた。そういう点に詳しく述べるが、やはりこの失敗の根本の原因是、この水質の調査の甘いところに原因があった。私はそう思うのですよ。あなたのいまの経過報告の中も大体そだつた。ところが、いまのあなたの答弁を聞いておると違うよう言つておるのであります。これはやっぱり根本の原因はそのうじやないです。やっぱり根本の原因はその水質の調査にあつたわけでしょう。これははつきり認めなくてくださいよ。これを認めないと話が進みませんよ。

○参考人(江口俊男君) おっしゃるとおり、当事業団は、名前の示すとおりそのほうの専門家でなければならぬわけでございますが、当時——現在でもそでございますが、権威者がそろつてゐるというわけにいきませんので、先々のこと、あることは、ここりやこういう水なんだけれども、実際はもっとひどくなるだろうとかなんとかいう、いわゆるいろんなことを総合して判断をすべき立場にござりますが、それができなかつたということについては、もちろん先ほど来申し上げているとおりでござりまするけれども、全くこちらが行つて間違つたものをこちらだけでとつてきたといふ事情じやないということをつけ加えただけで、他に責任を転嫁するつもりではございません。

○豊山昭範君 そうすると、一〇〇%責任はないけれども、要するに九〇%ぐらいはあると、あとの残り何%かは市のはうにもあり、業者のはうにもあるとあなた言うんですか。

○参考人(江口俊男君) 私は數字的に何%といふようなことを言つておるわけじゃございませんが、そういう事情でございましたということを申上げておるのです。

○塙山昭範君 理事長、私はこれから話を進めたいといけませんから話を進めますが、大臣、いまお話しございましたようにして、水質の調査の時点で水質を間違えたわけです。そうして、ぼくはこれから大臣に話を詰めたいことの話の中でこれから話をするわけですが、一つは、この装置がうまくいかなかつた。昭和四十三年の十二月に引き渡しを受けて、装置がうまくいかなかつた。そのためにはアフターサービスでやつたと、こう言っていますね。しかし、大臣ここで考えてもらいたいことが一つどうしてもあるんです。何でかといいますと、公害防止事業団に予算がない。自分のところに使えるお金がない。しかも、こういう失敗をしても、どうしても失敗をした補いをする予算が全然ないわけですね。そのためにはほんとうにまわりがどれだけ迷惑するか。たとえばラグーンの問題についても、要するに何でラグーンをつくったかというと、その装置がうまくいかないので、何とか応急的に合わせないといけないといふことで、これは私のほうにあります資料によりますと合計二千二百万です、これは公害防止事業団から出した資料によりますと、四千九百万の工事契約をしたわけです。そうして二千三百万をアフターサービスで住友重機につくらせたわけです。これはもちろん直接経費は五千五百七十二万ということになつております。それで、これだけなら私もアフターサービスというのがあり得る。まあ現実に私は住友重機の人に会いました。ところが、このラングーンだけでもぶうぶう言つているわけです。

ところが、いま理事長の報告の中にもありますように、この次にもう一つ問題がある。といいますのは、塙釜市のはうから私は質問主意書の中で、塙釜市や地元に迷惑をかけちゃいかぬといふ話をしたわけです。そしたら、その答弁の中に、要するに排水処理施設の建設費のうち、四千九百万のうち、新しく建設した施設に転用された

分が二千九百万円で、それ以外の分については実質的に塩釜市に負担がかからないようになつたと、こうなつておる。ということは、先ほど理事長から説明ありましたように、四千九百万のうち二千九百万はいわゆる転用したということですね、今度の新しい実験装置のほうに転用した。あの二千万円は一体どうなつたんですか。いまお話をありましたように、昭和四十七年、去年の三月三十一日付で塩釜市と公害防止事業団と契約をした。これは要するに減額修正をしているわけです。約二千万円の減額修正をしていますね。ということは、この二千万円がばつになつたわけです。この二千万円は一体どうなつたんだ。塩釜市に迷惑をかけていいないということは、公害防止事業団で持つたのか、こういうぐあいに追及してみましたが、私が聞いてる範囲では、少なくともこの二千万円については、要するに住友に出させたというんですよ。昭和四十三年に住友には支払いが済んでるわけです。四千九百万の支払いが済んでるわけです。しかし、その四千九百万円のうち二千二百万円については、もうすでにラグーンで使つているわけです。もうけなんて全然ありませんよ。しかもその上に、今度は減額修正するぞといふ金は全額住友重機に持たしてあるわけです。こういうことがあって実際いんじんすか、実際問題。これは営利会社ですよ。こういうところにこういうふうな負担をさせるというふうな事業団であったならば、これはどうしようもない。これはほんとうに問題だと私は思うんです。だから、今後環境庁が公害防止事業団を指導していく上においても、公害防止事業団が失敗したそのミスというものを一般の営利会社に負担させるということは、これは必ずあとでその営利会社が何らかのことをしないといけない。ですから、こういうふうなからくりになつていてるわけですね。これではどうしようもない。したがつて、こういうような問題について、まず理事長、それはこのとおりですか。

○泰山昭範君 大臣ね、このとおりなんですね、これね。こんな状況で、ほんとうにたとえば、実際問題、住友重機に対しては、設計のデータも私見ました。その方面も、契約書も全部見ましたけれどもね、住友重機は全然手落らないんですよ。要するに、初めの二一〇〇 P.M. の水を一〇〇 P.M. に落とす、しかもその水は六百八十トン、もうはつきりしているわけですね。ところが、それに合つたいわゆる活性汚泥法の装置をちゃんとつくった。こういうふうなことじや、いま理事長、そのとおりですとおっしゃいましたけれどもね、これはほんとうにこんな状態じやね、私は環境庁としても、今後公害防止事業団が事業をやる場合において、これはほんとうに今後の指導あるいは公害防止事業団の事業の今後のあり方、これはやっぱり根本的に考え方を直さないといけないと思うのです。理事長何か言い分ありますか?

つくるうという意見もあつたそうでございます。けれども、いつまでたつたらそれができるかといふことがわからないということと、それからそのためにはいよいよ金がかかるということと、それから渠化方式以外ではちょっと自信がないといふふうな——あるという人もあつたんでしょうが、そういういろんなことから、住友の会社の中では瑕疵担保ということばは使わぬけれども、先ほど言つたようなアフターサービスというような意味で……。

## ○委員長(高田浩運君)

ちよつと発言の途中ですが、江口参考人……

○参考人(江口俊男君) その分は持ちましょとうと申しておきました。

○委員長(高田浩運君) 発言の途中ですけれど、簡明に願います。

○参考人(江口俊男君) 開発途上における公害防

止事業につきましては、こういうことが一つの間違いをその次の成功に結びつけるというやり方といふものはたくさんあるわけでございまして、この場合は住友に損をさせましたけれども、その後

そのため住友の機械がよくなるというようなことをもちろん考慮に入れて負担したものだと考えます。

## ○委員長(高田浩運君)

ちよつと速記をとめて。

## 〔速記中止〕

## ○委員長(高田浩運君)

速記を起こして。

○塙山昭範君 いまの問題は大臣、一生懸命弁解していますけれどもね、あれ、弁解ですね。実際はあんなことじやない。住友の実際担当者、この次それじやここに呼んできて一緒にやりましょうか。全然そんなものじやないんですよ。実際問題、アフターサービスとか、いろいろなことを言つてしますけれども、それは事業団としてはもう住友へ押しつけるよりないわけです。その点から考えまして、大臣、こういうやり方はまずいと思うのです。大臣ね、私は決してむちやを言うつもり全然ないのです。きょうは何とか解決したいと思ふから、私一生懸命言つてゐるのですからね。そう

いうような意味からも、大臣、今後の公害防止事業のあり方の問題については、やはり何とかせなければいかぬということを考えるわけですね。そういう点から大臣の御答弁をいたして、とり

えず、大臣の問題については、あとまだ岩間さんがいらっしゃいますので、終わるといつま

すが……。

○國務大臣(三木武夫君) 私も経過はまあいろいろと、長いいろいろな経過があるもので、読んでみましたが、最初の排水施設四千九百万円、これ

は厚生省時代にやられたのです。こういうやり方であるべく安うあげよう、安うあげようということで、結局は目的を達成できぬということ、環境になって相当騒氣式に取りかえて、思い切ってやはり施設をかえたわけですね。その間に最初の排水施設といふものは、いま言つておったようないろいろなアフターサービスと、いろいろな形で住友が出したりしておるようなことがあります。企業としても公害防止事業と、いふものは大きな将来のやっぱり日本の産業として発達していくものもありましょから、いろいろな試行錯誤と

いうもの、やはりそういうもので企業としては将来発展していく余地のある産業ですから、どういうもの、住友としては犠牲を払つたでしようが、しかし、一企業にそういうふうな犠牲を払わすといふことは塙山さんの御指摘のとおりだと思います。好ましいものでもありませんから、今後はそういうふうな無理なあと始末を企業にさすようなことはいたさぬつもりでござります。そのかわりに、やはり事業団がいろいろな施設をする場合に、みずから十分な調査をやつて、いろいろなデータも使うでしようけれども、みずからも十分な調査をやって、協同組合の人たちが寄り合つてする事業が途中でいろいろな障害が起こるということは

公害防止事業を健全に発達させていく上においても好ましいことでないですか、今後は公害防止事業団が施設をする場合に十分な調査を行なうといふこと、また、そういうことで企業に対してもあと始末をさすようなことは今後はしない、こう

いう点でこれを一つの反省として、やり方に改革を加えてまいりたいと思っております。

○岩間正男君 時間がないので、大臣退去されるらしいので簡単にこれはお聞きしておきます。

昨年の三月だったと思いますが、この問題でわが党の公害委員会が環境庁長官——大石環境庁長官時代ですが、それから赤城農林大臣、農林省と

環境庁に対し申し入れをしたわけです。これに対するやはり政府の責任の問題なんですね。公害を処理する、これは私の郷里もありますが、松島湾が十年前あたりからやはり公害問題で悩んで

いる、そこへ加工の污水が流れる。この水質汚染でやはり施設をかえたわけですね。その間に最初の問題が非常に大きな問題になつて、当然これを解決していく、この公害をなくす方向に努力をしていく。これは当然やはり一つは政府の責任でなければならぬ。そういう政府の方針に対して、現地の加工業者がいわば協力的な態度で、全国に先がけてそれじややろうというで、積極的にこれは出たわけですね。当然私は、しかしこれに対し

ては政府が技術的に十分に先に検討すること、それが予算の上からも十分成り立つていてところの援助をすること、そのような基本的な方針なしに、こういう問題というものを単に業者やある

いは途中で発足しましたこの公害防止事業団、こ

ういうところにまかせておくだけじやこれはできない問題じやないか。さて、やつてみたが失敗したやつた、そしてその負担は一切現地の加工業者

と市当局がまかなかわなきやならぬ、こういうよう

なことになつてまいりますと、これはたいへんな

ことですよ。塙山のいまの市政は約十億のこれは負債をかかえて、年々そういう中でこれは利息だけでもたいへんなことになつてゐるわけです。私

はこういう一連の今までの政策を見ますと、こ

の政府の決意として、この問題を具体的にどう解決するんだという点で明確に御答弁を願いたい。

これは農林大臣も簡単な決意を述べてもらいたい。

○國務大臣(三木武夫君) 岩間委員も御承知のよ

うに、最初の施設は四千九百万円ですね。二千万円は結局住友まけたんです。二千九百万円の施設

はあとへ、新しく施設を受け継いだ。そして総額

で二億三千九百万円、今度の新しい現在の施設が、

総工費が二億三千九百万円。国から特別の研究調

査費というものを、これは科学技術庁が持つてお

る、これはやはり新しい技術開発という面もあり

からいって、当然それに対する政府はもつと乗り出して、この問題は最終的にはやはり政府が責任を負うんだという立場をとらなきゃならぬ

といふうに私は考えておりました。そういう立場から、これに対する環境庁とそれから農林省はどのようにこれは責任を負い、しかも現実に非常

に困っているんですから、これをどのようにこれに援助をしてやっていくかという、これは党とし

ましても申し入れをしたわけです。

ですから、そういうので三千九百万円出しておるんですね。まあ宮城県も三千六百万円、そして公害防止事業団が一億三千八百万円を貸し付けたと申しますから、國としても研究調整費などで援助をおしておるわけありますが、そういうことで、これはやはり普通からいえば公害防止事業といふものは、まあ業者に結局最終的には、それを貸し付けるといつても協同組合で借りることになるわけでしょうね。岩間委員はこれは少ないじやないかとおっしゃられるのかもしれませんか、まあこういう研究費も出しておるわけであります。

そこで、一つの問題は、やはりこれからは公害防止事業団がいろいろ貸し付ける場合に十分な調査を行なって、そうしてあとでそれが計画どおりにならぬというような事態をまた繰り返して起ころうなことのないように、事前に十分な調査を行後やらなければならぬということは、これはもう事業団としても大きなやはり反省の材料にならねばならぬことだと思います。また、こういう事業というものが健全に発達していくことは、やはり農林省としても水産加工業界の健全な発達のために望ましいことになりますから、これは環境庁というよりも、農林水産加工業の健全な発展のために、できる限り農林省においてもその事業の育成のために努力をしてもらいたい、これが政府の基本的な考え方でございます。

○岩間正男君 時間がないのだから長くやりませんけれども、今後こうするという方針については聞きました。技術的にも研究しなくちゃならない、それから援助のしかた、そういうことについても考える。しかし、問題は、最初のテストケースなんですよ。そのテストケースがうまくいくかどうかということは、今後のこれはこの水質汚濁の問題を、公害をなくす、そういうためには非常にこれは重大なんですね。そうして、しかも塩釜がそれがために全く行き詰まっている。現地に行つて

ごらんなさい。これはほんとうに先ほど話がありましたが、現地に行つて見なければ話になりませんよ。その問題を解決することは、これはやはり政治的な私は手として打たれなくちゃならない。これはやはり政治的な指導がなかった、全く野放しです。もう事業団が、全くそれの資格もないような、いまから考えれば、そういうものにまかせきりで、そうして計画もない、技術もない、もう調査も不十分、そういう形で発足して、そうして失敗をする。その失敗が今度はなんだん結局はそのあとを何とか償わなければならぬ、またうまくいかない、そういう形で非常にひどいところに立つてゐるのですから、これはやはり私は政治的な責任としては免れないと思う。そういう点を昨年われわれは、政府はもとと本腰になつてこの問題を取り上げてやるべきだ、こういうふうに言つておる。だから、結局この事業団だけにまかしておいて、ここだけの処理でこれはやつていただらこの問題は解決できない、永久に解決できない。したがつて、これは全国的なこのような問題を解決することはできないですよ。その点の決意をはつきり私はお述べにならなければ、これは今までとられてきた政治責任というものは、單に公害をなくしたい、しかし、実際は具体的には全くいたしたことしない、そういう形で放置されておくといふ形ではまずい。だから、当然公害防除法をなくしたい、しかし、実際は最終負担は止事業団そのものをまずこれは十分検討する必要がある。技術的にもこれは充足させる必要がある。これに対して国の一体援助というものはどうなのかな。予算はどうなるのか。もつとこれは事業団によつてこれをまかねわせる。結局は業者はやらせるにしても國が本腰を入れなければならぬということですよ。ところが、實際は最終負担は業者によつてこれをまかねわせる。結局は業者はそれでたいへんことになっていふのですから、やられてみたけれども、うまくいかなかつた、まるでセルモットだ、試験をされた、しかし、うまくいかなかつた。そうしてその一切のしわをいま寄せつけられた業者も非常に苦しんでいる。この現実の問題をまず最初に解決するということ、今

○國務大臣(三木武夫君) 今後中小企業の公害防止事業とそういうものについては、公害防止事業團といふものの機能を充実していく必要がある。調査研究費をこれに対し政府も援助しておるわけでありますから、PPPの原則からして、この公害防止事業に対する政府がやるというような方式はやはりとらない。できる限りこの問題についても、特別の研究費をこれに対して政府も援助しておるわけですから、原則としてはその原則のもとに置いて、そういういろいろな水産加工事業というものの健全な発展といふものは、水産政策といふような面で私はいろいろ農林省がこれは配慮してしかるべきものである。環境庁としては、公害防止事業團といふものが、やはりその負担は、原因といいますか、その人がやっぱり負担するという原則で、公害防止事業團は公害防止事業費というものを貸し付けていくということになると、公害防止事業團が補助事業のようなことをやるということは、この防止事業團の性格に私は反すると思うのでございます。

そうすると、零細な業者の皆さんには、自分の家の財産を売って、そしてその団地に入ったわけですよ。自分の家、財産を売って入っているんですよ、そこへ。自分の企業の全生命を売って入っているわけです、そこへ。ところが、その公害防止施設というのは県と国の指導で入っているわけですね、業者の皆さんには、全然業者の皆さんは何にも知らないわけですから。その業者の皆さんに対しても、大臣がいまおっしゃったようなことをおっしゃっていると、ほんとにこれはどうしようもない、この問題。今まで環境庁長官、二人出ていたきましたけれども、たとえば最初の大石長官は、これはもうらしい問題や、私は責任をもつて全部解決する、こうおっしゃったんです、初め。だから、私は環境庁長官はほんとに責任をもつて全部解決するだらうと思っておったんです。ところが、実際やったことは何かというと、大臣がさつき三千九百万なんておっしゃいましたけれども、そうじやないです。三千六百二十七万円なんです。これは何でこういうことをやったかというと、四千九百万のうち二千九百万は転用して、二千万円は住友が持つたからみんな損してないやないか、こういうお考えでしょう。これは全然違うんです。  
大臣でもわかるでしょう。  
たとえば四千九百万円で公害防止施設ができると言うから入るんです。ところが、この公害防止施設が何億もかかるなんて言ってみなさい。入りますか、実際のところ。小さな零細な業者の皆さんのが入れないでしょう、実際のところ。ということは、零細な業者の皆さんには、四千九百万でできますと言うから、ああそのくらいなら自分の財産を売つたって、分担金は少ないから、そのくらいならいいという考え方があるから入っちゃつたんですね。あとで何億もかかるんですよと言つて、それでもう業者の皆さんは——いま話をしてもらえばいいんですけども、時間がないから言つてるんですけども、大臣の認識あまいですよ、実際。そんなものじゃない。そんな簡単なものじゃない。しかもこのテストプラントが順調に稼働して

いるからいいなんというのもじゃない。これはもう議長やみんなうずうずしていますよ。そんなものはかかるわ、できた製品は農林規格には合わないわ、ほんとうにそれを合わせるために今まで装置をつくらなければいけない。もう順繕りにだめになつて、ほんとうにもう組合長さんはかわるわ、辭表を出すわ、たいへんな状況なんです。やがて自殺する人も出るのじゃないかというぐらいたいへんな状況に追い込まれている、大臣。中小企業のどうのこうのという問題じゃなくて、国が誘いをかけて公害防止の問題に立ち上がりさせたわけですよ。だから、この問題については少なくとも——それはほかにいろいろあろうと思いますよ。

中小企業あると思います。あらうと思いますが、少なくともこの問題については国が責任をもつて解決するということでなければ、これは私たち、だからこれを取り上げているわけですよ。そのところを、大臣、どうしてもわかつてもらいたいと私は思うんですよ。大臣、どうですか。

○國務大臣(三木武夫君) その峯山さんが言われる国で解決をするといふのは、どういうことを言われるんですか。

○峯山昭範君 それはあるんですよ。これはもう国で解決するための問題は、これはもうこれから皆さんにおっしゃってもらえばよくわかります。が、まず一つは、これはそんなにたいした問題じゃないんです。何百億なんというそんな大きなことは言いませんけれども、要するに、まず一つは、いま研究施設をつくりています。それで研究施設がランニングコストがどうしてもかかるわけですね。そのため油やたん白を回収する装置をその上につければ、それでランニングコストをかせげるということが請願として出ています。これは水産庁の長官も知っていますし、これは出しています。そのお金が大体七千五百万円です、大体ね。これが一つです。これはもう当然私できるんじゃないかなと思うんです。この間から大蔵省のほうにももうお願いしておりますので、この問題が一つある

んです。

それからもう一つは、これは現実に昭和四十三年から実際に零細な業者の皆さん方が自分で実際に辞表を出すわ、たいへんな状況なんです。やがて

飛び込んで、そろして営業の損失というのがあります。

もう営業できなくてたいへんな思いをして、現在は昭和四十八年ですから、五年間もたつていて、会に入る前に、どうなんだと言つてすいぶんさつき聞いたわけです。そのお金が一億三千万です。

それからもう一点は、これは大臣が見えと言つから、私全部言いますけれども、もう一点は——まあとにかく、大体そういうふうな問題ですが、いずれにしましても、こういうふうな一つ一つの問題については、これはぼくは解決できると思うんです。決してむずかしい問題じやないと思うんです。したがつて、大臣ね、この問題については今後、まあここで端的にできないでしようから、ぜひとも相談していただき、何もいま端的にここでどうのこうのと言いませんけれども、ぜひとも、あとで皆さんの御要望もここで言つていただきますので、要望も聞いていただき、そして今後のために、また今後の事業団のためにもこの問題を解決する方向に大臣も御努力いただければ幸いと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(三木武夫君) 私も一べん現地を見たいと思っておるぐらいですから、現地へ行つて見れば、いろいろ協同組合の方々のいろいろないままでの苦衷というのももと現実がよくわかると思いませんから、とにかく公害防止事業団としては、これのやれる限界がありますよね、事業団としては、このやれる限界がありますよね、事業団として思つておるんだ。共同視察をしようということになつておるんだ。

○委員長(高田浩運君) 「速記中止」

○委員長(高田浩運君) 速記起こして。

○峯山昭範君 それでは、きょうは、環境庁長官として、いまお話しのようなことは、事業団の事業としてやるのにはやっぱりその範囲を越える問題でありますから——それはあくまでも道義的な責任はありますよ。道義的な責任はあると思いますよ。最初にそういう大じかけな公害防止事業の施設をやったわけですが、それがうまくいかなくて、ということがあなたの全金試金石になつています。そのため損害を与えたことも事実で、ようか

ら。しかし、やっぱりこの公害防止事業団がいまの御指摘になつたようなものを、いまこれを防止するため、むしろ農林省側とこの問題をいろいろ話さなければならぬ問題がたくさんにありますので、むしろ農林省側とも何かそういう協同組合の方々の、われわれとして可能な方法がありますので、あります。

それからも、現地の戸田菊雄議員を中心にさまざまなものでは、現地の戸田菊雄議員を中心によく話し合いを今後いたすことによつたします。

○岩間正男君 委員長、退去前にもう一回。これは峯山委員が当委員会で数回もやつた問題であります。われわれも常に関心を示して、それで全体のこれは内閣委員会の一つのいわば宿題になります。われわれも常に関心を示して、それなつて、るわけです。そういう問題ですから、とにかく事情がわからないので、大臣の答弁されたのは非常に絞り切型になつてますけれども、現実はなんごとで解決しないんだということも、それで事業団そのものを再検討しなければならないときにつけてくるんだし、公害に対する国の援助、それから指導、そういうものを具体的に予算まで含めて、どうするかという基本的な問題にぶつかっているんです。それから、もちろんこれは農林省や水産庁、今までやつてきたんだが、この点について、さつそくやっぱり現地を都合をつけて、そのうちということを言つておられたけれども、これはますいんじやないかと思うんで、これはぜひ行かれる。それから当委員会でも、これはみんなの申し合せとしては行くことになつておるんだ。

○國務大臣(三木武夫君) きょうお話の点、いろいろ峯山さん御指摘になりましたが、これは上田さんね、この場で七千五百万円の研究費を出せと言つて、私がすぐにお答えできる問題でもないわけですから、強い御要望が内閣委員会であつたと申しますが、これを前提にしまして、農林省、大蔵省とも十分に相談をいたすことをお約束いたします。

○國務大臣(三木武夫君) きょうお話の点、いろ

ふうに退去前に答弁しておいくてださ。

○上田哲君 大臣のお時間もないのに、きわめて簡単に一言だけ私のほうからも申し上げたいと思

います。

各党のこれまでの数回に及ぶ審議の中で、ほぼ一致した見解になつてゐるわけがありますが、私は、立場で一言申し上げたいのですけれども、これまで述べられておりましたように、塩釜の研究というの全国注視的であります。このことが成功すれば、ヘドロ公害を解消させる、水産加工業者、浅海漁業者の公害の悩みを一掃するに非常に大きな意義があるという認識をいたします。詰めて申し上げると、先ほど来お話を出ておりますように、技術開発のための国の助成、これも詰めていけば七千五百万円、これはひとつ直ちに处置をされたいというところで、具体的な姿勢をお示しをいただきたいということを強く要望しておきます。

○國務大臣(三木武夫君) きょうお話の点、いろ

いろ峯山さん御指摘になりましたが、これは上田

○参考人(佐藤正雄君) この機会を与えていたただきましたして、はんとうにうれしゅうございます。私はもう第二回目でございまして、第一回目に参りました場合に、一生懸命汗を流して御説明申し上げたんだが、終わって皆さまに聞いたら、おまえのしゃべっているのは半分しかわからなかつたと。いうことで、困つたなあということをいたわけでございますが、日本語に通訳もないものでございまますから、もし私が述べることについて疑問がありましたら、どしどしお願いしたいと思います。それからきょうは議会の政党各会派の代表が全部傍聴席に参つておりますので、私のしゃべることに對して裏づけをして、ただくよう来ておりまます。そうですから、どうぞひとつその気持ちを体していただきまして、私の話を暫時聞いていただきたいと思います。

私は簡単に申し上げます。これは全部を言いませんが、皆さまが多少勘違いしているんじゃないのかという点が多分に私察知できましたので、これは、公害は企業の責任だということははつきりしてますから、公害防止事業団にお願いして四億九千六百六十万の、金でなく物でお借りして始まつたということでございます。そうですから金ではないんです。一切の施設を、わからないものですから、公害防止事業団の方にお願いして、われわれの発言を、わからないのですから控えて、一切お願いいたしまして、三百二十トンの魚を六百八十トンの水で処理して、出てきた水は一〇〇P.P.M.になるんだよということがありますけれども、しているわけでございます。それがまず一つでござります。

それから四千九百万につきましては、四億九千六百六十万のうち、心臓部である水処理の分として四千九百万でございます。それはだいま峯山先生からも申されましたたが、その責任の所在はいろいろ考えようによつてありますけれども、それはだめになって、一億八百七十七万円の新たなテストプランをつくったということでございました。そこで御判断を願いたいと思うのでございま

十七万のものを新たにつくつたということをございます。そうすれば一体どうなのか。四億九千六百六十万のうちで四千九百万のテストプラント、今度は二億八百七十七万のテストプラントをこれまたつくらせられた。その金も、企業の責任ですから、県から三千四百五十万円、国からは、いま環境庁長官が言ったとおり、三千六百二十万、これは技術開発費としてもらいましたが、他の一億三百万につきましては、すなわち塩釜の加工団地協同組合が持てど。市は三千五百万持ちましょうといふので、その主体はあくまでも企業者、すなわち塩釜市も企業者になるような形になつておりますけれども、それをあわせて持つたということでございまして、何もかも県なり国にお願いして相談をとるということは全然なかつたということをございます。

それからもう一つ、これは日本に初めてなものでござりますから——いまも初めてでござります、ありません。日本で初めてのものに対しても、國なり県なり、そういうアドバイスを受けて、國の基本姿勢である公害防止を徹底的にしなくちゃならないという、それを受け立ったのが塩釜市民の六万なのでござります。いまは私らは多少苦しんでおりますけれども、後悔しております。塩釜は、これを七年前にやつたことによつて、ある程度の災いはあつたけれども福もある。いま有明海岸その他の状態を見ましても、全くもう破滅寸前の状態になつてゐるが、塩釜は、この七年間苦労してきたために、そういうような事態を食いつめてきた。松島湾内には約七十億に達するノリ、カキの漁場がある。それに有明湾にあるようならぬゼガたくさんとれる、名物の松島ハゼ。そのほかにウナギもとれる。いろいろこましい魚もとれます。それを守らなくちゃならない、この沿岸の約十万近くの人々の生命を守らなくちゃならないということでおひてきてきたわけでござります。

そして、あげくの果てにどのような姿になつた

習えといふうりつばな公害防止施設をつくりたいと  
いうことで塩釜の市も議会も県も一致しているわ  
けです。それで組合に対しまして、ぶつぶれる  
んじや困るから、七年間の一つの再建方式を出せ  
よ、そしてそれに対してわれわれができるだけ援  
助しようじやないかということでいま協議してい  
るわけでござりますけれども、先ほど峯山先生か  
ら申されましたことを直に申し上げますとい  
うと、今日まで失敗の理由については追及しません。  
ただ、加工団地組合の累積赤字が一億三千万ほど  
ござります。これは財政再建を阻害しております  
ので、何とかこの分について御配慮いただけない  
か、みなくださいとは言えないが、これについて  
御配慮できないかとということでございます。  
それから先ほど申されました一千トンのテスト  
プランの黒字回収につきましては、もう一步、  
もう一步というところまでてきておりますので、こ  
の金に対しまして七千五百万ほどちょうどいいた  
しますれば、一応有効的な経済効果のある黒字回  
収ができるという段取りまで、学者間なりと話し  
合いましてそこまでせんじ詰まっている。こうい  
うような状態でござりますので、この点に対して  
御援助願いたいということと、それから現在まで  
残っている借金をきのう現在で調べますといふ  
と、実際六億四千九百十萬円という金でございます  
けれども、これは第一次と第二次を合わせまして  
六億四千九百十萬円でござりますけれども、元利合  
わせますと九億八百十九万円でござります。それ  
はきのう現在でござります。六億四千九百十萬円  
はお借りしたんだけれども、元利合わせましてま  
ずことしの九月に払わなければならない金がある  
のでござりますけれども、要約しますといふと、  
いまから返していかなければいけない金が九億八  
百十九万円あるわけでございます。それに対しま  
して、第二次の分としてまた三億五千万を積み上  
げるでございますから、それこそ人口六万の、  
財政規模が三十二億しかない塩釜としては、やる  
だけやつてきてもう疲れきっております。それで  
すから、先生方のひとつあたたかい御同情により

まして、これらの問題につきまして何とか配慮の  
ほどをいただければやりがいがあるというほんと  
うの気持ちでございます。私たちは七年間戦い続け  
まして疲れております。しかし、成功させなかつ  
たらいままでの金はみなむだになるから、ひとつ  
どぶ田に足を突つ込んでやつてしまえといふよ  
うな浜っ子精神でやつておりますので、諸先生方  
何とかひとつ塩釜が全國のためにほんとうに命を  
かけてやつているんだということを御認識ください  
いまして、最大の救済をお願いいたしたいと思う  
わけでござります。皆さまもそういう気持ちでこ  
ざいますから、ひとつ頭を下げてください、どう  
ぞ。みな同行者でござります。

○峯山昭範君 佐藤議長さんの現地の声を聞きまして、私たちもほんとうにこれは重大な責任がある、こういうふうに考えております。

それじゃ続きまして、加工団地の専務でいらっしゃる小原参考人に特に塩釜市の水産加工団地施設の機能不全ということがありまして、先ほどから私一億三千万という負債の話をしておるのでございますが、非常に加工団地が窮地におちつておるということを私たちは聞いておるのでございますが、その辺の具体的な事情、現状等をあわせますと、また希望等もあわせてけつこうでござりますから、御答弁いただければ幸いだと思いまして。

○参考人(小原久也君) 私、小原でございます。

本日、この委員会に参りまして、しさか現地の模様を申し上げる機会を与えていただきましたことは、まことにありがたく、お礼を申し上げます。

それで、今までの経過と現在の状況について一言申し上げたいと存じます。塩釜の水産加工業は水の公害防止に関する問題で、宮城県が昭和四十年に公害防止条例を制定しておりますので、その前後から県あるいは塩釜市より指導を受けておられたわけでございますが、その当時は公害防止に対する両者は消極的な態度で、ついに実現をすることができなかつたのでございます。たまたま経済

企画庁が松島湾を水質保全区域に指定するという御方針をお立てになりまして、松島湾の水質検査を実行する。こういうふうな段階に立ち至りましたので、この今まで推移いたしますれば塩釜の水産加工業者はいわゆる仕事ができない。こういうふうな状態に追い込まれるのは自明でござりますので、宮城県並びに塩釜市は積極的に公害防止の要するに指導なりを行なわれたのでございました。したがいまして、四十二年にこの団地がこういう問題に着手するために地区内の加工業者のはとんど全部を納合いたしまして、塩釜市団地加工業協同組合という生協会に基づく組合を設置いたしました。

その当時は、一般的にと申し上げればいいのですが、塩釜地区内の加工業者はいわゆる公害防止という問題につきましてはまことに知識が薄かつたのでござります。水質汚染の数値であるところのBODであるとかPPMとかいうようなことばは全然これは知らない状態でございました。したがいまして、昭和四十三年に塩釜市を通しまして公害防止事業団さんのほうに施設をお願い申し上げる、こういうふうな、当時におきましてはいわゆる国の機関であるところの公害防止事業団を信頼し、その技術陣に満腔の信頼を寄せまして一切をお願い申し上げた、こういうふうな事情におかれております。不幸にして排水処理施設が機能しない、こういう事態に陥るをいたしまして私どもは非常に戸惑いをいたしたのでござります。自來、私どもは宮城県並びに塩釜市の指導と公害防止事業団の協力を得ましてこの改善工事に着手をいたしましたのでござります。組合は、それから自來五年の間、ほんとうに物心両面にわたって大きな犠牲を払いながら、いわゆる辛苦にあえいできたというのが実情でござります。この問題につきましては、私どもの佐藤市議会議長より一昨年の七月に本委員会におきましても詳しく事情を申し述べ、また、ただいまも申し上げたよな事情でござりますので、この点は諸先生方の御明察をちょうだいいたしたいと、かように考える次第でございま

なお、塩釜がいわゆる全国に先がけて公害防  
止対策を講じたということは、たゞいま佐藤議長からも申し上げましたとおり、全くモルモット的存  
在でございます。それで現在の状況は、五年の間排  
水処理施設というものの機能不全といふものに関  
連をいたしまして、いろいろの複合した内容をも  
ちまして、大きな借金を背負つております。また、  
一億三千二百万円という累積赤字を抱えまして、  
倒産寸前の状態にあるのは事実でございます。し  
かし、この現状を何とか立て直しをしなくちゃな  
らぬ、立て直しをしなければいわゆる組合の倒産  
はむろんでございます。したがいまして、塩釜に  
おける水産加工排水の公害防止のいわゆる使命と  
いうものは、これは絶対にできません。できませ  
んければ、塩釜地区内の加工業者の要するに将来  
性といふものに大きな混乱を来たす、こういうふ  
うな考え方方に立ちまして、ただいま財政再建を計画  
をしております。これは四十八年度を初年度といった  
しまして七年計画、五十四年度まで、何とか組合の  
財政を立て直して、そして本命とするところの公  
害防止の事業に取り組み、そして水産日本のいわ  
ゆる水産加工排水のきめ手といふものを塩釜にお  
いて解明したいと、こういうふうな考え方方に立つ  
ておるわけでございます。しかし、五年の間こう  
むった痛手によりまして、これはなかなか自力更  
生はむずかしいと私は考えております。したがい  
まして、これは諸先生方の御同情によりまして、  
何とか塩釜地区内のこの加工業協同組合の更生の  
ために國の絶大なる御援助を賜わりたいと、こう  
いうふうに念願をいたしております次第でございま  
す。

いわゆる有機水銀に属するところの水産加工排水の処理技術ほどめんどうなものはございません。ほんとうに困難でございます。そして水産日本を誇るわが国においても、この加工排水の処理技術は、これは絶対にまだ明確なる方針は立っていないのが現状であるうかと思います。少なくとも私どもが公害対策に取り組んだときには全然その目制を非常に厳格にしております。そういうふうな状況下におきまして、塙釜がこの問題に取り組んだということは、すなわち、いわゆるモルモット的な存在になつたというところに大きな原因があつたんじやないかと、私はそう思ひます。また、公害防止事業団におかれましても、こういうふうな条件下におきまして、むしろそれはいろいろ先生方の御指摘のとおり、調査不十分な点もございましたんでしよう、あるいはその技術的ないわゆる多少の不手ぎわもあつたんでございましょううけとは、これは国の為政の上においてよく御銘肝ぐださいまして、そしてこの塙釜の水産加工団地のい、その結果といたしまして、私ども零細加工業者に致命的な打撃を負わした。こういうふうなことは、生方の御指摘のとおり、調査不十分な点もございましたんでしよう、あるいはその技術的ないわゆる多少の不手ぎわもあつたんでございましょううけ前者に致命的な打撃を負わした。こういうふうなことは、これは国の為政の上においてよく御銘肝ぐださいまして、そしてこの塙釜の水産加工団地の今後の形成に拍車をかけて、そしてりっぱにやり遂げるような方法を講ずるためには、現在の組合技術を解明して、そしてやらせるんだと、こういふうなお旗がまえをひとつお立てになつて、そして更生させして本命とするところの水産加工排水の処理技術を解明して、そしてやらせるんだと、こういふうなお旗がまえをひとつお立てになつて、そしてあたたかいほんとうに同情のある御援助、御処置のほどをお願い申し上げたい。

以上が今日までの経緯、あるいは現状、あるいはお願いしてござりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

大臣に感想をお述べいただきたいと思います。

○政府委員(坂本三十次君)　ただいま塩釜市でそれぞれ責任をになつておられる参考人の皆さんから非常にその衷情を披露をされまして、私どもも、非常に御苦労をなさつておる、何とかやつぱり環境庁といたしましても、確かに環境庁が監督をいたしております防止事業団が最初の設計のミスというようなことから端を発したと、そういう点につきましては非常に申しわけのなかつたことだと、申しわけなかつたというような気持ちもいたしておりますのでござります。その後、種々できるだけのこともいたしてきたように聞いておりますけれども、環境庁といたしましては、やはり基準をつくつたり、それから取り締まりをしたり、そういうふうな面の担当をいたしておりますけれども、その結果について私は知らぬというようなことは、これは申し上げられるはずありません。

しかし、現実に赤字に悩んでおられる等等のこういう助成策等につきましては、やはり現業の経済官庁であられる農林省その他の役所のひとつ御検討をいたいて、そして両々相まって、この皆さんがお気持ちに何とかこたえる道はないかといふ気持ちをしてただいま承つておつたわけであります。

○國務大臣(櫻内義雄君)　塩釜の水産加工団地について、ただいま参考人のお二方の御意見を拝聴いたし、また、先ほど来環境庁長官に対し御質問をいたいでいるのを承つておつたわけでござります。農林省といたしましては、水産加工団地の育成の上に、また、塩釜の現にこのような事態に直面しておるまことにお氣の毒な状態に対しまして、とり得る対策は十分立てまして、そして何とか建設のできるよういたすべきであると、このようないいきさつがございまして非常な苦境にお立ちのようございますが、その中で、建設的に考えられますことは、公害に対する技術開発、いろいろな面からいたしますると、その面で計画どおりにいかなかつた、技術開発がうまくいかない

かったということでござりまするので、それはそれでしての何か検討すべき余地はないのか、こういったところを、先ほども環境庁長官は本委員会の強い御意向によつていろいろ検討をさせていただきたいということをおつしやつて帰られておるのでござりますから、私としては、その技術開発をうまく完成をするという、そのような方針のもとで、ひとつ関係省庁と相談をしてみたいと、こういうように思いました。また、多額の負債があられましてまたその処理にたいへんな御苦労をされておるようでござりますので、これはこれとして、さらに私どもして、県や市の皆さまとの間で何か対応のできることがありますならば、これも検討をしてみいただきたいと思ひます。

なお、現に昭和四十七年からでござりますが、水産物产地流通加工センター形成事業の調査地区として第二期計画に移つておるわけでございます。この計画の中で、市場施設、冷凍冷蔵施設、処理加工施設などが補助対象になつていくのでございますが、この場合に、公害問題に対しては、先ほど環境庁長官も言われましたように、原因者負担の原則といふことでまいりておりますが、今回のこの加工センター形成事業の中におきましては、何か適切な方途を考えながら、この第二期工事について、これが御期待に沿うような事業計画で推進をされる、まあそういうことで、第一期計画のほうも将来あわせて加工センターとしての事業遂行がうまくいくようになつておるに考えておる次第でございまして、一応御質問に対するお答えを申し上げます。

そこで、大臣、先ほどもちよつとだけ申し上げましたけれども、いま、私はこの質問主意書を二回出しまして、二回目のときも一回目のときも、全部フロスの処理が非常にうまいことつておるということでありますけれども、答弁ではそうなつて、油やたん白の回収施設が、ただ単に塩釜の加工団地のことではなく、全国の同種の加工団地の問題に関連することであると、こういうことでありますれば、おのずからこれからの考え方としてはもうと積極的に検討ができるものじゃないかと、このように感じた次第でござります。

○委員長(高田浩運君)　ちょっとと速記をとめておきます。この問題が解決すれば非常に明るい見通しがある、私は、非常にこの前途が行き詰まつてしまつて、どうしようもないといふんじゃなくて、塩釜の回収はできないわけですね、いまね。したがつて、その油とたん白を農林規格に合つような油とたん白の回収ができるようにするにはどうしたらいいかといふところまで研究が続いてきて、それを完成するのに約七千五百万ぐらいいかかる

トといふようなものをつくつておりますね。このテストプラントというのは、大臣ね、要するにいまでは魚の汚水を処理すると、そしてその魚の汚水を処理して、要するにその濃度だけ下げて捨てるつていうんじやなくて、要するに一〇〇〇〇PPMも二〇〇〇〇PPMもある汚水をまず二〇〇〇〇PPMぐらいまでに落とすと、そのときにそのフロスが出るわけです。それでそのフロスを処理することによって、いままでは捨てておったフロスから、いわゆる油とたん白を回収しようと、そしてその油とたん白を回収することに成功しますとね、要するに先ほどからちょっと話も出てまいりましたように、全国の魚の汚水を処理する人たちが、全国の各地の市町村の関係者がみな注目しておる。というのは何でかと云うと、それを処理することによつて、いままでは非常にお金だけかかつておつたのが、お金だけかかるんじゃないなくて、もつとうまくいくという点もあるわけですよ。したがつて、そういう点から、こういうふうないわゆる何とか成功させようと、いうことでみな一生懸命取り組んでいるような次第なんですよ。

そこで、大臣、先ほどもちよつとだけ申し上げましたけれども、いま、私はこの質問主意書を二回出しまして、二回目のときも一回目のときも、全部フロスの処理が非常にうまいことつておるということでありますけれども、答弁ではそうなつて、油やたん白の回収施設が、ただ単に塩釜の加工団地のことではなく、全国の同種の加工団地の問題に関連することであると、こういうことでありますれば、おのずからこれからの考え方としてはもうと積極的に検討ができるものじゃないかと、このように感じた次第でござります。

○委員長(高田浩運君)　ちょっとと速記をとめておきます。この問題が解決すれば非常に明るい見通しがある、私は、非常にこの前途が行き詰まつてしまつて、どうしようもないといふんじゃなくて、塩釜の回収はできないわけですね、いまね。したがつて、その油とたん白を農林規格に合つような油とたん白の回収ができるようになるにはどうしたらいいかといふところまで研究が続いてきて、それを完成するのに約七千五百万ぐらいいかかる

トといふようなものをつくつておりますね。このテストプラントというのは、大臣ね、要するにいまでは魚の汚水を処理すると、そしてその魚の汚水を処理して、要するにその濃度だけ下げて捨てるつていうんじやなくて、要するに一〇〇〇〇PPMも二〇〇〇〇PPMもある汚水をまず二〇〇〇〇PPMぐらいまでに落とすと、そのときにそのフロスが出るわけです。それでそのフロスを処理することによって、いままでは捨てておったフロスから、いわゆる油とたん白を回収しようと、そしてその油とたん白を回収することに成功しますとね、要するに先ほどからちょっと話も出てまいりましたように、全国の魚の汚水を処理する人たちが、全国の各地の市町村の関係者がみな注目しておる。というのは何でかと云うと、それを処理することによつて、いままでは非常にお金だけかかつておつたのが、お金だけかかるんじゃないなくて、もつとうまくいくという点もあるわけですよ。したがつて、そういう点から、こういうふうないわゆる何とか成功させようと、いうことでみな一生懸命取り組んでいるような次第なんですよ。

そこで、大臣、先ほどもちよつとだけ申し上げましたけれども、いま、私はこの質問主意書を二回出しまして、二回目のときも一回目のときも、全部フロスの処理が非常にうまいことつておるということでありますけれども、答弁ではそうなつて、油やたん白の回収施設が、ただ単に塩釜の加工団地のことではなく、全国の同種の加工団地の問題に関連することであると、こういうことでありますれば、おのずからこれからの考え方としてはもうと積極的に検討ができるものじゃないかと、このように感じた次第でござります。

○委員長(高田浩運君)　ちょっとと速記をとめておきます。この問題が解決すれば非常に明るい見通しがある、私は、非常にこの前途が行き詰まつてしまつて、どうしようもないといふんじゃなくて、塩釜の回収はできないわけですね、いまね。したがつて、その油とたん白を農林規格に合つような油とたん白の回収ができるようになるにはどうしたらいいかといふところまで研究が続いてきて、それを完成するのに約七千五百万ぐらいいかかる

トといふようなものをつくつておりますね。このテストプラントというのは、大臣ね、要するにいまでは魚の汚水を処理すると、そしてその魚の汚水を処理して、要するにその濃度だけ下げて捨てるつていうんじやなくて、要するに一〇〇〇〇PPMも二〇〇〇〇PPMもある汚水をまず二〇〇〇〇PPMぐらいまでに落とすと、そのときにそのフロスが出るわけです。それでそのフロスを処理することによって、いままでは捨てておったフロスから、いわゆる油とたん白を回収しようと、そしてその油とたん白を回収することに成功しますとね、要するに先ほどからちょっと話も出てまいりましたように、全国の魚の汚水を処理する人たちが、全国の各地の市町村の関係者がみな注目しておる。というのは何でかと云うと、それを処理することによつて、いままでは非常にお金だけかかつておつたのが、お金だけかかるんじゃないなくて、もつとうまくいくという点もあるわけですよ。したがつて、そういう点から、こういうふうないわゆる何とか成功させようと、いうことでみな一生懸命取り組んでいるような次第なんですよ。

そこで、大臣、先ほどもちよつとだけ申し上げましたけれども、いま、私はこの質問主意書を二回出しまして、二回目のときも一回目のときも、全部フロスの処理が非常にうまいことつておるということでありますけれども、答弁ではそうなつて、油やたん白の回収施設が、ただ単に塩釜の加工団地のことではなく、全国の同種の加工団地の問題に関連することであると、こういうことでありますれば、おのずからこれからの考え方としてはもうと積極的に検討ができるものじゃないかと、このように感じた次第でござります。

○委員長(高田浩運君)　ちょっとと速記をとめておきます。この問題が解決すれば非常に明るい見通しがある、私は、非常にこの前途が行き詰まつてしまつて、どうしようもないといふんじゃなくて、塩釜の回収はできないわけですね、いまね。したがつて、その油とたん白を農林規格に合つような油とたん白の回収ができるようになるにはどうしたらいいかといふところまで研究が続いてきて、それを完成するのに約七千五百万ぐらいいかかる

しかるに、形成事業は四十八年度で調査を打ち切りまして四十九年度から三年繼續事業となつておるよう聞いております。ところが、私どもの形成事業と期間的に若干ズレがある。したがいまして、助成という御処置がはたしてうまくいくのかどうかということを非常に危惧を感じております。四八年、四九年、五十年度で完成をするという目標を立てておりますので、この形成事業と期間的に若干ズレがある。したがいまして、助成という御処置がはたしてうまくいくのかどうかということを非常に危惧を感じております。したがいまして、私どもの形成事業と期間的に合わされた内容におきまして水産物流加工センター形成事業を推進していただきたい、こういうふうに念願をする次第でございます。

なお、塩釜の場合は、形成事業に対しましてはBクラスにランクされております。これは水産庁の原則的な御方針でやむを得ないとは思いますが、それでも、塩釜は陸送による集散状況というものが非常に旺盛をきわめております。陸送による集散状況も勘案をいたしますれば、十分にAクラスにランクされるいわゆる資格を持つておる。こういうふうに私は考えておりまますので、何とぞ塩釜の加工団地に水産物流加工センター事業の中での助成をすると、こういう御方針でござりますれば、Aクラスにランクをしていただきまして、総事業費の増額をお願いを申し上げたいと、こういうふうに念願をしておる次第でございます。

○参考人(佐藤正雄君) 私、一言で言いますならば、よく、こういうような日本で初めてのものであります。そこで見ていただきたいことなんですね。幾ら言つたってわからないのです。この状態を見ないと。そういうようなことですから、ぜひ国の方々に来ていただきて、どんなに苦しんでいるかを見ていただきたいと私はすべてが解決するんじゃないかということですが、まず一点でござります。それからもう一つ、これはまことに私たちも困るのですけれども、二億八百七十七万円のテストブ

ラント、テストというのは少なくともテストです。地元へただで貸しておられる、貸していただいているということでござります。一連のものなことはおれのだと言われば國へお返ししなきやな物はおれのだと言われば國へお返ししなきやな事態も出てくるかしらなければ、金で出してよこしたということではないということです。この施設はおれのほうだけれども、使ってみるとよこされているのが、すなはちテストプラントという名称でしよう。それだったら、私は、日本につしかないんだから、幾ら金かけても、塩釜は陸送による集散状況といふものが非常に旺盛をきわめております。陸送による集散状況も勘案をいたしますれば、十分にAクラスにランクされるいわゆる資格を持つておる。こういうふうに私は考えておりまますので、何とぞ塩釜の加工団地に水産物流加工センター事業の中での助成をすると、こういう御方針でござりますれば、Aクラスにランクをしていただきまして、総事業費の増額をお願いを申し上げたいと、こういうふうに念願をしておる次第でござります。

○参考人(佐藤正雄君) 私、一言で言いますならば、よく、こういうような日本で初めてのものであります。そこで見ていただきたいことなんですね。幾ら言つたってわからないのです。この状態を見ないと。そういうようなことですから、ぜひ国の方々に来ていただきたいと私はすべてが解決するんじゃないかということですが、まず一点でござります。それからもう一つ、これはまことに私たちも困るのですけれども、二億八百七十七万円のテストブ

ますんですが、実際問題として、せひともいま要望があつたとおりお願いしたいのでございますけれども、なかなか事業と実際のあれとはズレがあります。國のものなんでございます。それを県を通じて地元へただで貸しておられる、貸していただいているということでござります。一連のものなことはおれのだと言われば國へお返ししなきやな物はおれのだと言われば國へお返ししなきやな事態も出てくるかしらなければ、金で出してよこしたということではないということです。この施設はおれのほうだけれども、使ってみるとよこされているのが、すなはちテストプラントという名称でしよう。それだったら、私は、日本につしかないんだから、幾ら金かけても、塩釜は陸送による集散状況といふものが非常に旺盛をきわめております。陸送による集散状況も勘案をいたしますれば、十分にAクラスにランクされるいわゆる資格を持つておる。こういうふうに私は考えておりまますので、何とぞ塩釜の加工団地に水産物流加工センター事業の中での助成をすると、こういう御方針でござりますれば、Aクラスにランクをしていただきまして、総事業費の増額をお願いを申し上げたいと、こういうふうに念願をしておる次第でござります。

○参考人(佐藤正雄君) 私、一言で言いますならば、よく、こういうような日本で初めてのものであります。そこで見ていただきたいことなんですね。幾ら言つたってわからないのです。この状態を見ないと。そういうようなことですから、ぜひ国の方々に来ていただきたいと私はすべてが解決するんじゃないかということですが、まず一点でござります。それからもう一つ、これはまことに私たちも困るのですけれども、二億八百七十七万円のテストブ

ますんですが、実際問題として、せひともいま要望があつたとおりお願いしたいのでございますけれども、なかなか事業と実際のあれとはズレがあります。國のものなんでございます。それを県を通じて地元へただで貸しておられる、貸していただいているということでござります。一連のものなことはおれのだと言われば國へお返ししなきやな物はおれのだと言われば國へお返ししなきやな事態も出てくるかしらなければ、金で出してよこしたということではないということです。この施設はおれのほうだけれども、使ってみるとよこされているのが、すなはちテストプラントという名称でしよう。それだったら、私は、日本につしかないんだから、幾ら金かけても、塩釜は陆送による集散状況といふものが非常に旺盛をきわめております。陸送による集散状況も勘案をいたしますれば、十分にAクラスにランクされるいわゆる資格を持つておる。こういうふうに私は考えておりまますので、何とぞ塩釜の加工団地に水産物流加工センター事業の中での助成をすると、こういう御方針でござりますれば、Aクラスにランクをしていただきまして、総事業費の増額をお願いを申し上げたいと、こういうふうに念願をしておる次第でござります。

○参考人(佐藤正雄君) 私、一言で言いますならば、よく、こういうような日本で初めてのものであります。そこで見ていただきたいことなんですね。幾ら言つたってわからないのです。この状態を見ないと。そういうようなことですから、ぜひ国の方々に来ていただきたいと私はすべてが解決するんじゃないかということですが、まず一点でござります。それからもう一つ、これはまことに私たちも困るのですけれども、二億八百七十七万円のテストブ

と思います。

○岩間正男君 大体出ましたので、私は簡単にまとめてお聞かしたいと思うのです、問題をこれで整理して。

塩釜の、さつきから加工団地に踏み切った動機は、先ほど小原参考人が申し述べましたとおり、宮城県において松島湾の水質規制から始まりました。塩釜はもうあらぬ、やがて公害問題が大きく出るだろうとして、その規制に対応するには、こういうものをつくらなければもう商売はできない、約二百戸にわたる水産業者が壊滅状態になつてしまふ、したがつて、これに對してどうしても対処しなければならないが、これが公害問題であります。塩釜はもうあらぬ、やがて公害問題が大きく出るだろうとして、その規制に対応するには、こういうものをつくらなければもう商売はできない、約二百戸に

ますんですが、実際問題として、せひともいま要望があつたとおりお願いしたいのでございますけれども、なかなか事業と実際のあれとはズレがあります。國のものなんでございます。それを県を通じて地元へただで貸しておられる、貸していただいているということでござります。一連のものなことはおれのだと言われば國へお返ししなきやな物はおれのだと言われば國へお返ししなきやな事態も出てくるかしらなければ、金で出してよこしたということではないということです。この施設はおれのほうだけれども、使ってみるとよこされているのが、すなはちテストプラントという名称でしよう。それだったら、私は、日本につしかないんだから、幾ら金かけても、塩釜は陆送による集散状況といふものが非常に旺盛をきわめております。陸送による集散状況も勘案をいたしますれば、十分にAクラスにランクされるいわゆる資格を持つておる。こういうふうに私は考えておりまますので、何とぞ塩釜の加工団地に水産物流加工センター事業の中での助成をすると、こういう御方針でござりますれば、Aクラスにランクをしていただきまして、総事業費の増額をお願いを申し上げたいと、こういうふうに念願をしておる次第でござります。

○参考人(佐藤正雄君) 私、一言で言いますならば、よく、こういうような日本で初めてのものであります。そこで見ていただきたいことなんですね。幾ら言つたってわからないのです。この状態を見ないと。そういうようなことですから、ぜひ国の方々に来ていただきたいと私はすべてが解決するんじゃないかということですが、まず一点でござります。それからもう一つ、これはまことに私たちも困るのですけれども、二億八百七十七万円のテストブ

○参考人(佐藤正雄君) 先ほど来峯山先生にお話し申し上げましたとおり、やはり日本で初めてのため、知識もよくない、わからない、まあとにかく塩釜では、公害防止事業団、あなたまかせと申し上げますと、塩釜市に、公害防止事業団の方ではないと思います、公害防止事業団から委嘱されました方が、塩釜へ九月の十二日かに参りましたて、市の水産の係の者と同道して、塩釜市内の加工業者三カ所並びに湾内の三カ所ぐらい、六カ所と記憶しておりますが、その辺の水をおとりになつて調査をした。それから県のデータなども調べまして、そうして二一三〇と決定したといふことでございまして、先ほど申しましたとおり、ただ、われわれが考えてみまするといふと、知識がないからといってすべて責任をのがれられるのか、市当局といたしまして、案内したことについてどれほど責任があるのか、要するに何も知らないのだということで逃げられるのだろうか、やはり案内したということに対してもうのかといふことで、実はいまわれわれが苦しんでいるわけですね。そういうようなもので、ただ、水の汚染度の決定はあくまでも公害防止事業団でございます。それがよけたのかすへたのかということは、われわれは意見をはさむ余地はなかつたということでございます。

設は機能するであろうと、こういうふうな予想のもとに事業団さんが設置をしたというところに大きな誤りがあつたと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○岩間正男君 そうしますと、これに対処するの施策といふものが、最初から十分に技術的に開発をして、それから実際実態を科学的に調査をして、さらに予算の面なんかの十分な手当をして、そういう形でこれを成功させるような施策が伴つていればそういう事態が起らなかつたと、こういうふうに考えられるわけですね。これはいわば国の政策の問題です。この問題がやっぱり一番大きな基本的な原因になつてゐるんじやないかと、先ほどから私は伺つて感ずるのですが、その点はいかがでしょうか。

○参考人(佐藤正雄君) これは前にも公害防止事業団の関係者の方々がそれぞれの委員会で申し述べているとおり、やはりこの問題に対する、まあ何といいますか、精通した、つまり技術者といふのか、そういうスタッフに欠けていたこともこれにはうまくないということを述べられておりますので、それらを見まするというと、やはり日本で初めてのものであり、複雑な問題があつたのだなあと、一生懸命やつたあとに、からかさ屋の番頭みたいになつことになつたなあと、これもやるせないけれども、いまになつてみますといふと、そのような気持ちでございまして、この問題の論議をせんじ詰めていたたくとということにつきましては、皆さんのほうでお願いし、私のほうでは、いまからたくさんやらなければならないことがありますから、責任の追及についてはひとつ回答を避けさせていただきたいと思います。

○岩間正男君 私のお聞きしたのは、だから基本的に、そういう国の政策といふものは、うまく最初からいけば、相当成功してうまくいったんじやないか、そういうふうに考えておられるかと思つていますが、その点についてすっぱりしたお答えなかつたのですがね。現在どうですか、地元の市民の感情。この問題に対してどういうふうに市民

は受け取っております。  
○参考入 小原久也 いろいろ御質問しては、広報しましては、市議会であります。一つのシステムが、生産加工用地として、生産加工業者が祖先仕事をやるんだ、常にこの「だり」ので、一般市民のくわいであろう、こういふただひとつ、二つを責任を負ってやな問題点がござい、の血税をもつて、という問題点に取うちどころに若干うか、こういうふす。  
ただもう一つは、リ、カキ養海漁業ます。したがいま、業でございます。  
工汚染公害の一つその被害者の立場の塩釜の水産加工問題の問題に取り組この事実を正しくて、非常に協力的と、こういうこと、以上でございま  
○岩間正男君 そして、どうしたことですね、これはこりますでしょ、うか。いらっしゃるか。と、こういうこと、

でございます。あまり欲深いようでございますけれども、これはいろいろなデータの上に立つて今後行なう一つの計画線から出ているわけでござります。それは次にくる三億五千万の第二次水産加工団地との連係の問題もありますので、そういう数字を出したわけでございます。この点について疑問があります場合にはひとつ、われわれは執行部でございませんので、市当局の係官なりをお呼びいただきまして、よくこれを分析検討いたしまして、名分の立つような方向にしていただけますならば、一応日本に誇れる塩釜の加工団地が万全であるというふうに考えますので、その点を要約して申し上げる次第でございます。

○岩間正男君 これは文書として、なるだけ早く統一的に話し合いをして、これは正式に出していくだいたいほうが一番いい。きょうお持ちだと思つたら、そうでなかつたですから、これは市とそれから加工業協同組合、その両者からこれは出していただいて、そして具体的にそういう問題の解決のほうに努力をしていく、そういう事態になつてゐると思ひますので、これはお願ひしたいと思ひます。

○参考人(佐藤正雄君) いまの問題につきましては、実は本日のいろいろ委員会の結果によりまして、市、議会、県、業界等相談いたしまして、そしてこれを整理いたしまして、どこへ持つていっても塩釜の主張は正しいといわれるような資料を持つてきたいということで準備しております。

○岩間正男君 それじゃ農林大臣にお聞きしますが、いま具体的に三項目出されたわけですがども、それについてはどういうお考えをお持ちになりますか、見解を承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(櫻内義雄君) 先ほど塩山委員にすでにお答えをしておるところでございます。このようないい新しい公害防止に非常に御労苦されて取つ組みでござりますので、私が先ほどおられることでござりまするのと、私が先ほど来承つたところからすれば、技術開発といふことについては何か考えられるのではないか。三木

環境庁長官も、本委員会の強い御意向を体して検討するというように言われたこともありますので、関係省庁とよく相談をしてみたい。また、營業損失にかかるぎりぎりの一億三千五百万、あるいは今後の所要の資金等についてのただいまのお話につきましては、これは参考人もお話をされておりますように、市あるいは県からも、いろいろと連携をとつてもらいたいと、こういうことでござりまするので、これらの点については、われわれとしてのできる御指導を申し上げたいと、このように思います。

ただ、遺憾ながらいま直ちに、たとえば公庫資金であるとか、農林中金の資金からどうというようなふうには、これは具体的な問題でござりまするので、お答えがしにくいのでありまするが、緊密に連携をとりまして、対策がありますければおこたえをしていきたいと、このように感じた次第でございます。

いずれにしましても、この産みの悩みと申しましょうか、せっかく意義あることにはんとうに御苦労に御苦労を重ねてしまつておることでございまして、いわばこの胸突き八丁と申しましようが、一番苦しいところに当面をされておるということをほんとうに感じておる次第でございまして、ここ一番、ひとつ私どもとしてもお世話のできることはいたしまして、有意義なこの事業といふものを完成し、さらには、農林省として、第二期の計画にはすでにお世話を申し上げるように準備もいたしておりますことでござりまするし、かたがた、事業計画についてもう少しテンポを早めるようとに、いう御要望もございましたが、これらの点は当該水産庁のはうで十分検討さしていただきたいと思ひます。

○委員長(高田浩通君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

な答えをしておられますね。従来の環境庁にまかせた態度を改め、今後は水産庁自体として積極的に取り組んでいく、こういうふうに答えておられるのですが、これに対して農林大臣もやはりそういう態度であるかどうか。

それから実際具体的な問題について、これまでの赤字については、新規事業への助成の際、再建計画をつくって、融資あつせんなどで新規事業とあわせて組合が成り立っていくようにして世話をすること、こういう回答をされているようですが、これについても農林大臣に、ひとつこういう水産庁長官が出された態度について同感されるかどうか伺いたい。

○國務大臣(櫻内義雄君) 三月七日の庄司代議士に対する長官のお答えにつきましては、ただいま私が先ほど来お答えをしておる、その意思を体してのお答えであるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○岩間正男君 最後に、さっきも申し上げましたが、各党の共同調査をやられる、近いうちにできるだけ早い機会に当委員会としてやること、これは今までの懸案になつておるわけですからどれども、これを委員長に特にはかつておいていただきたいと思います。この問題は、苦心して、ずいぶん時間がかかる、これ以上人命に支障を及ぼすこととが許されない状態になつていい。これはこの前の国会の、六十八国会のときにも話が出ておつたのですが、ただ国会の情勢がこういうことのために実施されなかつたのですけれども、これはできるだけこの国会中に、機会を見て共同調査をやる、促進をすると、こういうことについて、最後に委員長のはつきりした見解を伺つておきたいと思いまます。

○委員長(高田浩運君) いまお話の件は、後刻理事会において検討いたします。

参考の方々においては、お忙しいところ御出席いただき、まことにありがとうございました。  
ここに厚くお礼を申し上げます。  
それでは引き続き質疑を行ないます。

○中村利次君 塩釜の水産加工団地の問題は、これはもういまのわが国の環境行政あるいは公害行政を象徴的にとらえているような気がしますね。何といってもこれは技術開発以外には公害をなくする方法はないはずなんですね。技術開発をするにはたいへん巨額な金がかかること。これは一切——ただ単に水産加工団地の問題だけではなくて、沿岸汚染の問題とかありますね。それから大気汚染であろうと、水質汚染であろうと、すべてがやはり科学技術の開発にかかっています。金をどれだけかけるのか、国の役割はどうだ、地方公共団体の役割はどうだ、あるいは業者の受け持つ役割りはどうだとか、そういうことを明確にしていくまざと、そしてやはり国民の合意を取りつけるという方向でいかなければ解決をしない。そういう点では、やはりこの基本的な姿勢の問題がよほどはつきりしていなければいけない。これはもう私の従来の持論でありますけれども、この問題についてもぜひひとつ検討——いまやすでに検討段階ではないと思いますから、私からも強く要望しておきたいと思います。

政府がただ沈黙を守っているということではございませんで、ことしの初めごろから、ことしもムルロア環礁においてフランス政府は核実験を行なうらしいという情報が入りまして以来、在パリの日本大使館から、当時者であるところのフランス政府に対しまして、何回となく足を運んで、日本政府の核実験反対の立場を繰り返し伝え、ことし核実験を行なうということがないように申し入れてあるわけでござりますが、ただ例年、フランス政府が核実験を発表した場合には、日本政府は文書でもってフランス政府に抗議いたしまして、それをまた外務省から正式に発表しておりますが、ことしまだそういうような措置をとつておりますが、人には、私どもとしては、依然フランス政府が、日本政府などの意を体しまして、ことしはムルロア環礁において核実験は行なわないと期待している次第でございまして、フランス政府のほうからまだ正式に核実験をするという発表はございませんし、それから新聞報道ではいろいろ言われておりまして、たとえばことしは早く四月ごろに実験をするのではないかとか、五月に入ったらすぐだとか、五月の末ごろだとか、いろいろ言われておりますが、まだ実験はされるには至つてない模様でございますが、少なくとも、ある程度フランス政府も核実験を行なう意思を固めたと判断される時期がまいましたならば、もちろん政府としては、再びさらに強硬に文書でもつて申し入れ、あるいは抗議を行なうということにいたしておりまして、そのための万全の準備を整えている次第でございます。

○中村利次君 わかりました。それでは、現在までも非公式に在外公館等を通じて、核実験を行なわれないようないろいろの手を打たれてきたと。○説明員(武藤利昭君) それはもちろんやつておられます。

○中村利次君 もし現実に核実験が行なわれるという段階では、文書等をもつて厳重に抗議を申し入れる、こういふように確認をしてよろしいですね。

○説明員(武藤利昭君) そのとおりでござります。されど、いまムルロア環礁の核実験の問題を質問いたしましたから、関連をして農林大臣にお伺いをいたしますけれども、あそこには、これはいま外務省から御答弁がございましたように、当然水産漁業関係に關係かなくても、これは日本国政府としても、明確な態度、姿勢で核実験に対しは反対をしていくといふ確認があつたわけですから、これども、加えて、あそこにはタヒチ島あるいはサモア諸島等に、日本のマグロ船あるいはトローリー船等の基地がありまして、あそこで操業しておられる方々、これは核実験はやめてもらおうという立場をおとりになることは間違いないでしょうが、とにかくやつておられるわけですね。こういう点についての対策はどういうぐあいにお考えでしょうか。もちろん、これは核実験はやめてもらうという立場をとつてきわめてやはり危険な状態というだけではなくて、オーストラリアにしても、ニューギニアにしても、あるいはフランス本国自身でも、たいへんな反対運動が起きているわけです。にもかかわらず、実験をされた場合、これはやむを得ないんだ、されちまつたんだというだけでは、まことにこれは漁業者にとっても、そこに働く漁船員にとっても、やられてしまつたらしようがないんじゃないか、ということでは、これは何ともメイファーズでありますから、それに対する対策をどうお考えか。国際的に、あるいは日本国政府として、農林省として、水産庁として、対策をお持ちはどういうぐあいに考えておりますか。

○政府委員(荒勝義雄君) 水産庁といたしまして

も、このムルロア環礁の核実験につきましては、非常にわが水産業の立場からいたしまして当然に反対でございまして、この件につきましては、先ほど外務省からも御答弁がありましたように、外務省を通じまして、フランス政府に對して厳重に抗議をしておる次第でござります。しかしながら、こういふうに事實上、やはり反対にしかどうかお伺いしたい。

○政府委員(荒勝義雄君) 先ほど申し上げたようなことでございまして、まことに、これは外務省を通じて私たちには常に抗議するということでございまして、そういうふうな形で再三繰り返しておるというふうに御理解願いたいと思います。

○中村利次君 対策をお持ちでないというのありますから、私はぜひ対策をお持ちいただきたいと思います。強く要望しておきます。

○中村利次君 対策をお持ちでないというのありますから、私はぜひ対策をお持ちいただきたい

と思います。強く要望しておきます。

○説明員(武藤利昭君) それは非常に深刻だと言われておりますけれども、これを大臣どうぐあいに認識され、把握されてしまうと、三年目を迎えたのでありますから、

次に、昨年秋以降の世界的な穀類不足といふのは非常に深刻だと言われておりますけれども、これを大臣どうぐあいに認識され、把握されてしまうと、三年目を迎えたのでありますから、

農林省が一方において主張しておる適地適作の考え方を導入していくことと、生産調整のやり方

につきましては、本年から少しく実情に即するようになつました。それは、生産調整が当初は画

一的にやざるを得ない、地域によつて甲乙をつけるというようなことがむずかしいということ

で、しかし、三年目を迎えたのでありますから、

農林省が一方において主張しておる適地適作の考

え方も導入していくことと、生産調整のやり方についてのそのような考え方を入れた具体的な措置を講じつあるわけでございま

すが、こういう措置をとるについては、それは

とては、国際的な食糧の事情、それから現に日本

本プロパーの考え方としても相当彈力を持つほうがよろしいというような、そういう気持ちは反映は

しておると思います。

○中村利次君 どうもやはり農村あたりに行きましたと、総合農業政策そのものに対しても非常に不安

なことがありますけれども、また汚染された水域で

マグロをとりましても、これまで、新しい公害問題、放射能公害の問題もありますので、私たちといたしましては一応嚴重に抗議しながらも、やむを得ないのでなかろうか。しかし、こういうふうに漁場が喪失していくということについては、きわめて遺憾の意を表明している次第でございま

す。

○中村利次君 休耕田の問題、これは休耕を取りやめるのだと、同じ政策転換をされるようになります。

</div

がありますよ。たいへんに時間が限られておりま  
すから、こまかい突っ込んだことはできませんけ  
れども、たとえば休耕等があつた、あるいは転作  
等があつた、去年の秋なんかは奨励されてミカン  
をつくったところが、えらいことになっちゃつた  
といふんで、これは腐るのにまかせるというよう  
な、まあまあこれは農村に行きますと、そういう  
怨嗟の声なんというものは満ち満ちているんです  
ね。ひとつ、何といいますか、筋目の通つた総合  
農業政策というものをぜひこれはお定めいただか  
ないと、農民の救いはないと思うんです。

ところで、農産物の需給の展望ですね、展望と  
生産目標をどういうぐあいにお立てになつておる  
のか。これはまあ五十七年度に自給率が七三から  
七七%のやつを、これを主要農産物については八  
〇%に持つていこうという御計画だとあります  
が、そのとおりですか。

○國務大臣(櫻内義雄君) 最初に、私としては農  
政上に非常に動搖があつてはならないと、こうい  
うことで、基本的には、本来言うと何いろいろ  
あれこれ変更するような施策はとつておらないん  
であります。米の政策についても、既定方針の中で、  
そして農民の皆さん方に動搖のないようにつとめ  
て配慮をしておるということを申し上げておきた  
いと思うんであります。

そこで、いまお尋ねの、昨年十月に発表いたし  
ました試案によつて、これから足かけ十年後の五  
十七年の生産目標といふもの、これは米とか、野  
菜とか、果実とか、牛乳、乳製品、鶏  
卵等々の主要農産物については、完全自給ないし  
八割の自給をしていこう、その自給率は平均値で  
七五%という見当をつけておるわけであります。

そういう大事な問題を何で閣議決定にしないん  
だ、あるいは農政審議会にもかけておらないでは  
ないかと、こういう御批判がございましたが、そ  
の後、農政審議会に対しましては、最近における  
国際食糧事情を勘案して、この試案についてそれ  
らの点も検討していただきたいということで、現  
に農政審議会のほうにこれをもう一つ裏づけても  
らうような作業をお願いしておる、こういう状況  
でございます。

○中村利次君 これは計画もけつこうであります  
けれども、なかなか計画というのは向こうからは  
されるものでございまして、その最たるもののが石  
炭審の累次の答申なんで、全くその足元からはず  
れてばかりいるんですが、電調審にしてもそのと  
おりですね。そこでその計画が、はたして長期計  
画が実現することができるのかどうか。たとえば  
土地の買い占めなんというのにはいまもえらい、と  
んでもないことになつておる。工業基地の問題も、  
きわめて立地難ではありますけれども、これは  
まあこの農産物の自給関係には重大な影響がある  
のであります。しかし、またゴルフ場なんかでもた  
くさんあります。そこには問題になつておる。そういう問題  
等を含めて、はたして実現可能とお考えになるの  
かどうか。まあ可能とお考えにならないものは計  
画されないのでありますから、簡単だけつ  
したい。

○國務大臣(櫻内義雄君) これは先ほど申し上げ  
ましたように、私が見て、非常に専門家の皆さん  
方が相当の期間かけてじみちに上り上げたもの  
である、これが信用ができないということであ  
れば、もう私自身としても農政上の問題でだれに  
も相談ができるといふべきだ、相当真剣にやつ  
たものであるといふに認識いたしました。そ  
こで、これを達成する上においては、それなりの  
努力が必要なんありますから、この中で、こ  
れから作目として基幹的に考えなければならぬ  
ものとして、園芸作目、畜産物、畑作物、こうい  
う需要の増大する農産物の生産の振興あるいはこ

の種作の自給といふものを、これをとつていかな  
ければなりませんから、そのための転換の奨励、  
定着というようなこと。あるいは生産基盤の土地  
改良長期計画の新しい計画をお願いするとか、ま  
た農業団地の形成をはじめとする構造、生産、流  
通等の各般の施策を行なつていくと、そういう私  
どもの行政面の努力をも加えて、そしてこの計画  
達成に努力をしてまいりたいと、このように思つ  
ておる次第でござります。

○中村利次君 これは、農政上からいきますと、  
大臣の意欲、あるいは農政の専門家の皆さん方の  
お立てになつた計画、これは実現可能と思ひます  
し、またどうしても実現しなけりやならないとい  
う意欲は大いに評価できると思うんです。そうで  
ない、やはり要件というものがあるのですね。後  
ほどお尋ねしたいと思いますが、たとえば沿岸の  
汚染等についてもこれは農林省ではどうにもなら  
ぬ。政府全体的な政策というものがかつちりしな  
ければどうにもならぬという、そういう外的な条  
件でできない場合がないへんに多いと思うんです  
ね。そういう点については、お答えけつこうであ  
りますから、ひとつせひこれは政府全体としてと  
らえていただいて、この食糧問題については、こ  
れは世界的にきわめて長期的な見通しとしては不  
安が伝えられておるわけでありますから、国民の  
ための食糧といふものの確保については特段の御  
配慮をお願いをしておきたいと思います。

次に、そういう食糧事情の中、水産業をどう  
いうふうにとらえていらっしゃるのか。これは  
食糧産業としてとらえていらっしゃるのか、ある  
いはどういうぐあいにお考えになつております  
か。

○國務大臣(櫻内義雄君) これは国民の非常に貴  
重な動物性たん白質でございまして、農業の面か  
ら畜産の奨励はしてまいりますけれども、しか  
し、水産物からの動物性たん白質の摂取というも  
のは、これも長期見通しを立ております。現在の五〇%を少し上回るが、多少畜産関係が  
伸びましても、動物性たん白質としてはまず斐  
くなんだ、どうなんだと言つてつつき回してみ

フティー・フィーフティーの需要が考えられるわけ  
でございます。したがつて、水産物の重要性とい  
うものは申しまでないのでございまして、沿岸  
は、きびしい国際環境にござしまするけれども、  
それも今回国際漁業協力事業團のようなものもつ  
くりまして、そして各国との間に摩擦のないよう  
にして漁獲物が得られるようによつとういうよう  
なこと、さらには、ただいまちょっとお触れにな  
りましたが、公害問題に対処いたしまして、その  
面からの影響をできるだけなくして、こう、基本  
的には、よく申し上げるように、とる漁業という  
観念からつくる漁業という観念が必要ではない  
か。その中には、栽培漁業という考え方、あるい  
は資源保護という考え方、いろいろござりまする  
が、今後国民食生活の上において重要な水産物で  
あると、こういう認識に立つております。

○中村利次君 これは大臣もおっしゃるとおり、  
重要な食糧産業であり、たん白質になるんです  
けれども、実際問題として、遠洋漁業にても、  
やはりそういう条件——いまマルコア環礁の核実  
験の問題がありましたが、それどころも、汚染をされる、  
あるいは北洋漁業等については、これはもう米加  
ソ等々の関係でなかなかどうも思うようにいかな  
い、沿岸は沿岸汚染によってなかなか問題がある。  
沿岸汚染の問題はもう各委員からずいぶんいま  
まで指摘をされてまいりましたので、私は同じ角度  
からではなくて、何といつてもこういう問題は農  
林省が、まあ大臣にとつてはまことにお気の毒な  
条件が山積をするわけでありますけれども、農林  
省がさか立ちをしてみたて解決できないことが  
一ぱいあるわけです。ですから、たとえば沿岸の  
汚染を徹底的になくするということになると、や  
はり河川対策をどうするのか、上下水道対策をど  
うするのか、それから科学技術を開発をして、完  
備された上下水道に完全に化学処理をした用水を  
流すという、そういうセットされたものがなければ  
ば、幾らここで私どもが沿岸の汚染について、ど

たって、絶対に解決する問題ではないと思うんで  
すが、こういう問題を大臣はどうとらえられて、  
対策として、やはりそういうぐあいな総合対策を  
お立てになろうとしておるのか、いかがでしょ、  
その点は。

○国務大臣(櫻内義雄君) これはもう御指摘のと  
おりでござります。したがいまして、昭和四十二  
年でござりますか、公害対策基本法ができ、それ  
以後、現在、公害関係法十何本があると記憶する  
のであります。その中でも、特に水産業関係に  
おきましては、水質汚濁防止法、海洋汚染防止法、  
廃棄物処理清掃法など、いろいろと直接関係を  
してしまいました。そういうふうな対策が講ぜられつつ、海洋の正常化がはから  
れる、漁場が確保されるという、そういう方向と  
いうものは、これは農林省だけでやろうとしても  
それは不可能なことありますから、きょうも  
いろいろと問題になっておりますが、関係各省  
府十分連絡をいたしまして、総合的に施策が行な  
われることによって、水産資源の、特に沿岸漁業  
の上に寄与するものと、このように思います。

○中村利次君 法律はだいぶできましたよね。しかし、いま大臣がおっしゃった、法律をつくつて

何とかしなきゃならない、という意欲だけがから回りをしておりませんけれども、実際の効果というも

のは、残念ながらこれはたとえばもう今まで言

い尽くされた、くどいようですが、激しい速度でやはり汚染は進んでおるのです。ですから、

これは法律をつくろうと、あるいは国会、委員会

でどんな議論をしようとも、問題のはやはり科

学技術をいかに開発をし、そいつをどういう設備

をするかということにかかっておるわけでありますから。ところが、これにはばく大な金が必要な金がかかる。

とにかくそういうことをやるのか、やらないのか

の一点に尽きます。先ほどの塩釜の問題にし  
ても、これはやはり技術開発に問題がある、とい  
う表現はいけないかも知れない、皆さん努力され  
ておられるのだから。しかし、技術開発がうまくいっ  
たら、そうして資金投入が潤滑にいったら解決で  
きたことなんですね。これがやはりいま問  
題になつておる。すべてこうしたことだと思うん  
ですけれども、もう一回、一言だけけつこうで  
すから、お答えをいただきたい。

○国務大臣(櫻内義雄君) これは具体的には科学

技術の開発というようなことが基礎になると、こ

れは当然そう思います。しかし、そのことよりも、

いまの産業界の皆さん方のやはりモラルの問題も

あると思うのです。私も以前に通産の関係のとき

には、これらの公害問題に対処する上に新産業道

徳の必要がある、今後の会社、工場の經營者が大

きいといふようなことを申してしまつたのでござ

りますが、この辺の基本が私は大事だと思

ます。しかし、御指摘のような技術開発の必要性も痛

感いたす次第でござります。

○中村利次君 これは大臣おっしゃるとおりで

す。モラルは大いに問題があります。産業構造も

やはりエネルギー問題と関連して変革をしていか

なければならぬのも、これもやはり政治課題で

しょう。しかし、現実の問題として、これはモラ

ルを強調し、あるいは政府が先頭に立つて好まし

ね、それからまた現実に日ソ漁業交渉の結果とい

うものは年々きわめてきびしくなっていますね。

豊漁年であるといわれるることしながらでは、もう

これは去年よりも四千トンもサケ・マスで減らさ

れたわけでありますから、そういうことで妥協を

せざるを得ないようなきわめてきびしいものであ

る。こういう状態の中で、その漁業者もあるいは

それが年々きわめてきびしくなっていますね。

これはどうですか、大臣、ひとつ何とか対策といふものはないのですか。

○政府委員(荒勝麻君) ただいま御指摘のよう

う、そういう実態ですよ。ですから、私はこうい

うことは言うこと自体に問題があるのかもしれない

けれども、承知の上で隠れてでも生き延びてい

くためには、やはりそういう、何といいますか、

公共投資によって整備された体制というものがな

い現状では、とにかく隠れてでも、見つからない

ようにしてでも、たれ流しをしなければならない  
という実態というものが私はあると思います。で  
すから政治は空理论じやないと思いませんから、  
実態を正しく把握をして、その実態にどう対処を  
していくのかということが課題だと思うのです。  
これはもう時間がありませんから、次に進みます  
けれども、ぜひそういうことを要望しておきたい  
と思います。

北洋漁業の問題ですけれども、これは日米加の

漁業条約あるいは日ソの漁業条約等によつてサ

ケ・マスその他の漁獲が規制をされ、また、カニ

は日本とのタラバガニ協定あるいは日本のカニ協定

等で制約をされているのが現状ですね。ところが、

この日米加の漁業条約については、これはサケ・

マス、ニシン、オヒョウ等については日本側が西

経百七十五度以東の海域での漁獲を自発的に抑止

するたてまえである。カニは一年協定ですからね、

まあまあ漁業者にしても、そこで働く漁船員の人

たちにしても、急激な事情変更による打撃とい

うものはわりとこれはなだらかといいますか、であ

りますけれども、日ソ漁業交渉の場合には、これ

は年半協定ですから毎年毎年が不安の種でして

ね、それからまた現実に日ソ漁業交渉の結果とい

うものは年々きわめてきびしくなっていますね。

これはどうですか、大臣、どうぞよろしくお聞か

せんけれども、どうでしよう、西カムチャツカのタラバガニについて

の船團削減のおそれについてはたいへん当事者は

おられるようありますけれども、これはやはり

おられたるようありますけれども、これはやはり

おられた

に、ソ連側がことの二船団は最終的に認めながらも、最終妥結の段階においてソ連側といたしましては声明を発しております。来年の船団についてでは、いわゆる禁漁にせざるを得ないような趣旨のことを発言いたしておりまして、これにつきましては、わがほういたしましては直ちにその席で反論いたしまして、来年も日本側は強い姿勢で臨むということは申し入れております。したがいまして、この問題につきましては今後やはり交渉という場を踏まえまして、また、その間におきますいろんな接觸の過程におきまして、この問題の見通しについて明るい見通しが得られるようになります。われわれとしてはぜひ努力いたしたい、こういうふうに考えております。

○中村利次君 これはサケ・マスも同様に四十七年には一船団削減されましたね。ことは豊漁年であって九万五千トンから九万一千トンに削減をされている。来年船団が削減されるような危険があるのかお伺いをしておきます。

○政府委員(荒勝義君) この日ソの間におきましては、日ソ漁業交渉が始まりまして以来、もう數次にわたりまして、やはり減船という非常に日本側の立場としては苦しい立場のときがしばしばあります。来年の見通しにつきまして、的確にどうぞかりではないかという強い姿勢で、この問題について対処してまいりたい。ソ連側の姿勢と政府間交渉によってきました場合、たとえば、まあこれは大きな問題では、おとどしの織維の政府間協定によつてきました織維業界及びそこで働く人たちの被害に対し、やはり政府としては対策を講じた、あるいは先ほどもちょっと例をあげましたけれども、石炭対策のごときは、これは相手のやはり対策を講じておるわけですね。政府間交渉によつて一船団削減をされましても千百五十ぐらいですか、一千名以上の働く人たちが職場を失うわけです。総合して数万のやはり漁船員及び漁業者というものはたいへんにいま不安な状態にあるのですけれども、今日以降政府がいろんな対策を

をしておりますね。日本側は、これに対しても、いわゆる職場を失わざるを得ないといふ事態が生じた場合の対策ですね、対処のしかた、

ものが、一応各国の間で了解ができるおりまして、一応国際的には成立した形になつております。日本はこれに参加しております。やはり大陸的な資源

資源というのは、あれは——カニは大陸的な資源ではない、カニとかあるのはソブというの。と申しますのは、カニは大陸的なを移動するものだ。大陸的な条約におきましては定着性のものについてのみ——条約に基づけばそういうておりますので、われわれといたしましては、カニというものは大陸的な資源ではない、ということを前提に議論いたしておりますが、全体の流れといたしまして

は、ただいま御指摘のように米加ソ連、すべて大陸的な条約という前提のもとに日本側に交渉を要求しておられますけれども、交渉に先立ちまして、この問題は日本側は大陸的な資源ではないと

いうことを表明して、その大陸的な資源であるかどうかということを一応たな上げしまして、現在日本あるいは日ソの間では、そういう形でカニの漁獲協定を取り進めておる次第でございます。

○中村利次君 これはひとつひととこの漁業の安定策については、格段の御努力を、それにはやはり科学的根拠に基づく御努力をお願いをしなければならないと思ひますけれども、とともにかくに

経済にかんがみまして、われわれといたしましては、極力減船というものは避けてまいりたいと、こういうふうに理解しておる次第でございます

が、そういつた先例があると、そういうことだけはこの席で一応御報告申し上げさせさせていただきます。

○中村利次君 これはやはり今後たいへんな問題をはらんでおりますので、私は時間がなくなりますから、きょうはこれ以上の質問はいたしませんけれども、また次の機会において、ぜひともこの問題については政府がやはり明確な対策、対処といふことをなさるよう必要を以て、今後また機会を得て、その後の事態についていろいろな質問等を申し上げてみたいと思います。

現在、あらゆる方面に商社活動の問題がたいへんに問題になつておるんですけれども、水産業に対する大手水産のみでなく商社が乗り出して、開拓途上国向けに資本協力あるいは技術援助、役務協定等々、いろんな方法を講じて合弁事業に進出をして、まあこれはアーマルぶりを發揮しておるということがいわれておる。それがやはり一船買いに通じ、国内の庶民生活に影響があるのみでなく、国際漁業にまでどうも影響を来たしておるようありますけれども、そのやり方は、いふた他国籍の船につきましては、法律でありますから、だからやはり資源その他のいろんな関連が

講じられても、政府間交渉によつて船団削減をせざるを得ない、この職場を失わざるを得ないといふ事態が生じた場合の対策ですね、対処のしかた、

それが、一応各國の間で了解ができるおりまして、船主の国籍、企業の所在地、船籍、そういうものが全部違うようなバターンをつくり上げて、

法状態の中で利益追求をやつております。それで、船主の国籍、企業の所在地、船籍、そういうものが全部違うようなバターンをつくり上げて、

指摘をされておりますけれども、それが事実かどうか。それから事實とすれば、それに対する対策

本はこれに参加しておりません。やはり大陸的な資源というのは、あれは——カニは大陸的な資源ではない、カニとかあるのはソブというの。と申しますのは、カニは大陸的なを移動するものだ。大陸的な条約におきましては定着性のものについてのみ——条約に基づけばそういうておりますので、われわれといたしましては、カニというの

は大陸的な資源ではない、ということを前提に議論いたしておりますが、全体の流れといたしましては、ただいま御指摘のように米加ソ連、すべて大陸的な条約という前提のもとに日本側に交渉を要

求しておられますけれども、交渉に先立ちまして、この問題は日本側は大陸的な資源ではないと

いうことを表明して、その大陸的な資源であるかどうかということを一応たな上げしまして、現在日本あるいは日ソの間では、そういう形でカニの漁獲協定を取り進めておる次第でございます。

○中村利次君 これはひとつひととこの漁業の安定策については、格段の御努力を、それにはやはり科学的根拠に基づく御努力をお願いをしなければならないと思ひますけれども、とともにかくに

経済にかんがみまして、われわれといたしましては、極力減船というものは避けてまいりたいと、こういうふうに理解しておる次第でございます

が、そういつた先例があると、そういうことだけはこの席で一応御報告申し上げさせさせていただきます。

○中村利次君 これはやはり今後たいへんな問題をはらんでおりますので、私は時間がなくなりますから、きょうはこれ以上の質問はいたしませんけれども、また次の機会において、ぜひともこの問題については政府がやはり明確な対策、対処といふことをなさるよう必要を以て、今後また機会を得て、その後の事態についていろいろな質問等を申し上げてみたいと思います。

現在、あらゆる方面に商社活動の問題がたいへんに問題になつておるんですけれども、水産業に対する大手水産のみでなく商社が乗り出して、開拓途上国向けに資本協力あるいは技術援助、役務協定等々、いろんな方法を講じて合弁事業に進出をして、まあこれはアーマルぶりを發揮しておるということがいわれておる。それがやはり一船買いに通じ、国内の庶民生活に影響があるのみでなく、国際漁業にまでどうも影響を来たしておるようありますけれども、そのやり方は、いふた他国籍の船につきましては、法律でありますから、だからやはり資源その他のいろんな関連が

講じられても、政府間交渉によつて船団削減をせざるを得ない、この職場を失わざるを得ないといふ事態が生じた場合の対策ですね、対処のしかた、

それが、一応各國の間で了解ができるおりまして、船主の国籍、企業の所在地、船籍、そういう

ものが全部違うようなバターンをつくり上げて、

法状態の中で利益追求をやつております。それで、船主の国籍、企業の所在地、船籍、そういう

ものが全部違うようなバターンをつくり上げて、

指摘をされておりますけれども、それが事実かどうか。それから事實とすれば、それに対する対策

本はこれに参加しておりません。やはり大陸的な資源というのは、あれは——カニは大陸的な資源ではない、カニとかあるのはソブというの。と申しますのは、カニは大陸的なを移動するものだ。大陸的な条約におきましては定着性のものについてのみ——条約に基づけばそういうておりますので、われわれといたしましては、カニというの

規制に関する法律というものを厳正に適用いたしますと、外国の船が日本に直接寄港して水揚げすることができないことになつておりますので、そういう条文を今後適用いたしまして取り締まりをきびしくしてまいりたいと、こういうように考えておる次第でございます。

○中村利次君 この件について、たいへんにこれは問題がござりますので、ぜひ今後とも十分な検討を加えていただいて、そして、こういうやはりどうも無法なやう方といふものは、これはひつちり規制をしてしませんと、長官おっしゃつた

ように、古い船でそれから労賃の安いものを使って、他国籍を使って安い金で輸入をしている。ところが、もう決してそれが庶民の魚の安さにつながつないんですね。たいへんな問題、いろいろありますけれども、これはぜひそういう方向で御検討あるいは対処をお願いをしたいと思います。これも私は将来機会を得て取り上げてまいりたいと思います。これはもう時間がなくなつてしまつたので……。

次は、林野庁で働く人たち、まあこの前問題になりましたけれども、常用作業員、定期作業員であります。これらは将来機会を得て取り上げてまいりたい。

○政府委員(福田省一君) ただいま御指摘の定員外の作業員、年間雇用されておりますのが常用作業員、半年以上が定期作業員、それぞれ一万七千人、一万六千人、そのほかに臨時の作業員、これを入れますといふと、最盛期七月には約六万人以上になるわけでございます。定員内の職員が四万人近くおるわけでございますが、主としていま申し上げた常用作業員とそれから定期作業員、これは現地におきまして伐採なり造林なりをいたしております基幹的な作業員でございます。

この作業員の勤務の状態あるいは待遇の状態等を見ますといふと、常用作業員につきましては、定員内職員に類似しているのでござりますけれども、その待遇は劣っているわけでございます。そ

れから定期作業員は、また次いで常用作業員より待遇が悪いという状態でござりますから、この定員内の作業員にその待遇を近づけるようになります。特に常用作業員につきましては、最近現場の作業が機械化してまいりまして、以前と違つて工事払い制度もだんだん少くなりまして、日給に近づいてまいります。

そこで、たとえば材木機なんかの仕事をやっておりますといふと、全然同じ仕事を定員内の作業員と定員外の常用作業員がやつてゐるのが実態でございまして、そこからいろいろと不満も出てまいります。同じ仕事をやつていてそういう差があるということはまことに困る状態でござりますので、これにつきましては常勤制を付与するという

ようなことで、いろいろと私たち各関係官庁にもお願いしておったところでございます。御承知の四十六年に統一見解が出ましてからいろいろと検討いたしておりますが、実態としましては、一つは賃金のベースアップの問題、それからもう一つは寒冷地手当その他の手当の問題、あるいは有給休暇等の問題につきまして、常用作業員のそういういた待遇を定員内の待遇に近づけるようにいたしておるところでございます。究極の目標としましては、そういう常勤制の問題につきましては、一つ

といふことで、鋭意だいま検討しているところでござります。

それから定期作業員につきましては、過去数カ年におきまして約一万一千人を常用化しております。それから常用化しておるだけでもあります。それから常用化しておるところでござります。

○中村利次君 これは時間が三時間も五時間もあれば、私は日々雇用の継続という点については大いにこれは議論を尽くさなければならぬと思うんですね。日々雇用の継続なんて、何も憲法二十七条を引っぱり出したり、あるいは職業安定法を引っ張り出したりして議論をする必要もないでしょけれども、少なくとも日々雇用の継続なん

なかつたのですけれども、総理府総務長官が参りまして、この月給制の問題について、大体きょうお見えの人事院総裁も、それから総理府総務長官も、これは労使の間で解決して法的には何ら問題がない、これは林野庁もそういう点については御確認になつたはずであります。この月給制の問題についてはその後どうしたことになつておられますか、検討の進みぐあいは。

○政府委員(福田省一君) ただいま申し上げました常用作業員につきまして、これを月給制にした

らいいじゃないかという意見でございました。これは御承知のように、常用作業員は現在のところ国家公務員法におきまして日々雇用される非常勤作業員であるということによりまして、原則としましては、日給払いということでございます。しかししながら、私たちは運用の面におきましては二ヶ月の雇用期間を設けまして、辞令を発行しております。それで特別の事情がない限りはそれを更新しているということでございます。これを似て

いるからすぐ月給制にしなさいということは、しはならぬという規定はないわけではございませんけれども、だいま申し上げました国家公務員法の原則に従いましてそういう状態でござります。将来の問題として、私はほかの官庁いろいろ御相談を申し上げていきたいと、かように思つておるところでございます。

○中村利次君 これは時間が三時間も五時間もあれば、私は日々雇用の継続という点については大いにこれは議論を尽くさなければならぬと思うんですね。日々雇用の継続なんて、何も憲法二十七条を引っぱり出したり、あるいは職業安定法を引っ張り出したりして議論をする必要もないでしょけれども、少なくとも日々雇用の継続なん

といふこと自体が、私はこれは本来改められるべきことだと思うんですけれども、これは議論をしてみたって相当時間ばかり食うだけでしょうから、百歩譲つても、なぜ、同じ仕事をしていつ引つぱり出したりして議論をする必要もないでしょけれども、少なくとも日々雇用の継続なん

給にするわけにはいきません、こういうものがあればともかく、そういうものはないわけですね。それから、これはやろうと思えどできる。それでも何もできない。何というんですか、特別会計の中のワクの中でやつていくのにどこのネックがあるのか。これはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(福田省一君) ただいま国有林の中におりまして作業しております状態は、先ほど

ちよつと申し上げましたとおり、すでにここ十年間の経緯を見ますといふと機械化されまして流れ作業に乗つております。御指摘のとおり、したがいまして、定員内の職員と同じような作業をしているという状態が相当あるわけでござります。

○政府委員(福田省一君) ただいま申し上げましたとおり、したがいまして、先ほど申し上げましたとおり、日々雇用される。しかも二ヶ月ごとに更新して一年間雇用される。その状態で十年以上つとめてい

るというのが三五%もあるわけでござります。

したがいまして、定員内の職員と同じような作業をしておるところでござります。

この問題につきましては関係官庁と十分私ども御相談申し上げていきたいと思うでござります。

が、現実の問題としましては、いま申し上げた現場の作業、仕組みといふものは非常に単純化しております。十年ぐらい前から見ますといふと隔世の感があるわけでござります。特にその中に集材機の作業あるいはトラクターの作業という職員につきましては、欠員補充の方式によりまして二千七百二十三名を定員内に入れております。現在その中でまた欠員が出来まして、まだ二百七十四名ほど残つている者があります。これも苦しい状態ではござりますけれども、できるだけ早く定員内に繰り入れる措置を欠員補充の方式でやつてまいりたいと考えておるわけでござります。

○委員長(高田浩道君) 速記をとめて。

○委員長(高田浩道君) 速記を始め。

○中村利次君 これは先般鶴岡委員のほうからも御指摘がございまして、長官から、当然のこととして、相当前向きの答弁がございました。機械要員等あるいは常勤者のごときは、これはもうやら

ないこと自体がおかしな話でありますから、これは二年とか三年とか期限を切らなくても可及的すみやかにという表現で私はやつていただける、こう思っております。問題なのはやはり月給制の問題ですけれども、これはどうですか。ここでいつからやると言うこともできないでしようけれども、やろうと思えばやれる、この点は間違ありますね。ただ、いまやるかどうかは別にして、それはよろしいでしょうね。

○政府委員(福田省一君) この問題につきましては、繰り返して申し上げますけれども、やはり定期の問題であるとか、あるいは任用の形態問題であるとか、あるいは予算の問題、それぞれ関係官庁がほかに農林省以外四省もございます。それらの関係官庁と從来いろいろと御相談を申し上げてきたところでござりますけれども、前向ぎに検討してまいりたいと思います。

そこで、やはりそういうことを実現いたしますとしても、ほかの官庁の皆さま方の御納得いただくためには、やはり国有林の現在の経営の改善ということが緊急の要務でございますので、その目標もはつきりいたしまして、そういう方向でござるだけ早く実現するようにしてまいりたい、かように思っております。

○中村利次君 これはもう時間がございませんし、いまの長官の前向きの検討をしたいということではありますけれども、私はきょうは了承をしたいと思います。ぜひひとつ前向きに検討していただきたいと思います。

最後に、昭和四十年に日林労から労使協議制の問題を申し入れて、もう七年半たつておるわけでありますけれども、これはいまのやはり総合林政、まずはこの林業そのものが、林政そのものが、曲がりかどどころではない、いわゆる事業の拡大、近代化、いろんな課題が山積をしておると思います。これはやはりこの好ましい方向といふものではあります。国民的な課題であり、まずは働く人たちとのやはり同一基盤に立った十分な話し合いが行なわれて、そし

て日本の林政というものがいかにあるべきか、事業の拡大はいかにあるべきか、そういう中から、もうたびたび議論をされます當用作業員あるいは定期作業員、不定期作業員等の月給化、通年化、そういう問題、業務量の問題等々もすべてそれに含まれるわけですから、これはそういう好ましい

労使協議制にこたえられないと言われるのが、そもそもこれは私は時代逆行みたいな感じが非常にするんです。ですから、これは私はそういう好ましい方向に向かっては何としてもこれはそういう方向で検討されるというのをむしろ踏み切っていただきたいと思うのですが、どうですか。

○政府委員(福田省一君) その前に、先ほど私は員補充方式で二百七十四名と申し上げましたけれども、三百七十四名の誤りでございますので、訂正させていただきます。

ただいま御指摘のございました労使協議制の問題でございますが、実はこの問題につきましては、昭和四十年の年でござりますが、日林労のほうからは事前協議制度の問題として、要求がござしました。その後、両方といろいろと話し合いをしてしまった結果、実は現在のところでは定期会談という制度を設けているのでござります。御指摘のように、特に最近国有林の経営改善につきましては研究を要する問題でござります。これは当局限りでこの問題を強行するということは問題がござります。

もちろん労働条件に関する問題あるいは苦情処理に関する問題につきましては、正式の団交の場であるいはその他の処理委員会で組合とよく話し合つていく制度がござりますので、そういたしますけれども、こういった国有林の改善の点の基本の問題に関しましては、やはり組合との意思疎通を十分にしておくということは、やはり前進するため必要だと考えております。そこで、現在ありますところの定期会談の制度、これは実はつくりましたときには二ヵ月に一度と、こういう申し合わせになつておるのでござりますけれども、できるだけこれをひんぱんに開きまして、そういうふた経

営の改善の基本的な方向につきましては、労使よく意思の疎通をいたしまして、組合の了解を得て進んでまいりたいと、かように思つておるところです。したがいまして、この制度の活用によつてもっと話し合いを進めてしまいりたいと思いますので、御了解を願いたいと思います。

○中村利次君 これで最後になります。これはぜひともそういう私たちは名称の問題ではないと思うんです。ですから、わかりやすいのはやはり労使協議制ですよ。ですから、労使協議制ということで、やはり内閣はいま長官がお答えになつたようなそういうことを十分おやりになって、國民のための総合林政というものを正しくひとつ努力なつていただきたいと思います。

○岩間正男君 これは農林大臣にお伺いしたいのですが、まず最初に食糧の問題ですが、最近の気象条件でありますけれども、時間が迫っておりますので端的に質問しますから、端的にお答えを願いたいと思います。

まず最初に食糧の問題ですが、最近の気象条件は気象庁からも発表されておりますけれども、非常に冷害型だと、さらに世界的に異常気象が今後予想される、こういうことではあります。これについての農林省としての対策はどういうことになつておるか。ことに、これについて科学的にもつと総合的な対策のこのような組織を確立する必要があるんじやないかというふうに考えられるんですねが、これ、どういうふうに対処しておられるんですか、お伺いします。

○國務大臣(櫻内義雄君) いろいろと心配をしなければならない国際的な気象状況がござります。印度や西アフリカの干ばつのような状態、中国もありかんばしくないようにいわれますが、一時心配されたソ連の作柄は少し持ち直ってきておるようあります。それからアメリカ、カナダに

れ総合してみまして、世上いわれるほど国際的な気象異変ということではないよう受けとめておるわけでございますが、何ぶんにも食糧問題は内において生産性が低いために増産をいたそうともつて、國民生活に大きな影響を来たすことありますから、その辺は細心の注意を払いまして、現に国からおいて生産性が低いために増産をいたそうともつて、國民生活に非常に關係のある食品用にウリヤンのよくなものにつきましては、これは輸入先を多角的にいたし、あるいは開発輸入方式を採用、不安定のないようにつとめておるようなわけであります。また、大豆のような問題につきましては、大豆のような問題につきましては、これは輸入物につき転換をするよう指導をいたしておるようわけでございますが、要するに、国内で生産のでき得るものはできるだけすると、しかし同

時に、いま言う生産性の低いものについては安定した供給のはかられるようにつとめる。このようないした心配することじやないということでありますけれども、なかなかそうならないと思うんです。私はこの問題で時間をあまりとれませんから、先にお聞きしましたように、こういう問題に對処するための総合的な調査機構といいますか、そういうものをつくる必要があるんじやないか。それからこれに対する一つの方針ですね、政策を出す、それはやつておいて少しも私は損のないことだと思うんですね。これはどうでしよう。この点だけお聞きしておきたいと思います。

○國務大臣(櫻内義雄君) 昨年の農林省の機構改革の際に、統計情報部と、こういうふうにお願いをいたしました、でき得る限り情報については取

集をしてまいりたい、また、国際的な関係につきましては今回各国に調査団を出しまして、実際にどうであるかということで実態を把握するようにつとめたいたいと。このように考えておりまして、たゞいまの御質問の御趣旨には、確かに異常気象のためにもし不測の影響があつてはならないのでありますから、つとめて注意を払つてまいる考え方でござります。

○岩間正男君 時間がないから、統計情報部ですか、それの機構とそれから仕事、そういうものは資料で出してほしいと思います。

私は、こういう事態に対しても非常に国際的な気象の異常が伝えられている。これはわれわれの体験としても最近の気象の状況が普通じやないような感じがするわけです。国民が非常に心配しているわけです。したがつて、これにやつぱり対処できるような万全の措置はとつていいのじやないか。ただ、いまのようなら、今までの農林省の統計情報といふような、それだけはどういうことをやつてあるのかちょっと不安に思われるのでも、資料としてお願いしたいと思う。

それから次にお聞きしますけれども、水産庁の問題になります。国民のたん白資源五二%がこの魚介によつて占められているわけです。そうしてしかも、これを守る、魚を守るということは国民の命を守るということで非常に重要なことだ。第一は量の面から魚介たん白資源を十分に提供する、もう一つは新鮮で汚染のない安心して食えるおいしい魚を提供する、これが非常に重要な課題に最近の情勢ではなつてきたわけです。このような面から、国民の命を守るということが非常に大きな課題になつてしまひましたが、これを政府機関の中で直接担当するのは、言うまでもなく水産庁だと思います。そうですね。ほかの機関をずっとどこを見たつてこれを直接担当する、つまり国民の命と仕務を果たしておつたかどうか、これは農林大臣にお伺いしたい。どういうふうにあなたはこれ

○國務大臣（櫻内義雄君） 任にたえてきたかどうか、こう言われますと、なかなかお答えにくく、点がござりまするが、事業の非常に重要な見地に立ちまして、今回機構改革の中で研究開発部を設けまして、沿岸漁業にかかる漁場の保全に専する事業の実施等、あるいはそれに関連するようなことを一課を設けてやろう、こういうことにお願いをいたしたわけでござりまするが、また海洋汚染の実態について、これは昨年来P.C.B.汚染の調査につとめまして、本年になりまして、さらにも汚染度の高いと認められる十四海域についての精密調査を行なうというようなことで、ただいま御質問にありますように、國民に安心した食糧、なんぞく水産物の提供を行なうよう銳意つとめておるわけでござりまするし、また赤潮のような問題、これらの対策についても、今回の予算の計上でも、従来の施策では不十分であるということからいろいろお願ひをしておるようなわけでござります。本年度におきましても、さらに漁業公害調査を徹底をせしめるとか、あるいは水産資源の保護対策を講ずるとかいうことで対処をしてまいっておるのでござりまするが、これらのことにつきましては、言うまでもなく多くますます弁ずでござりまして、いま申し上げておることで事足れりといふことはございません。御質問に応じて、農林省がどうだと、こういうことに対してのひとまずお答えを申し上げておるということで御了承いただきたいと思ひます。

調査地が不十分らしくてつかない。大体十五年度で二百五十八平方キロ、こうしうことがすが、実際は全漁港が出しているのは——去年ですか、二千平方キロ、そうすると、実際実態もつかんでないということが明らかになつて実はが、當然としたわけですよ。それと同じような問題でこれははたしていま非常に沿岸の汚染の問題、魚の汚染の問題、水質汚濁の問題、こういう問題が非常に大きな問題になつてゐるのですが、それに対して積極的な態度をとつておつたかどうか。これが今日非常に魚の汚染が大きな問題になつてゐる中でとり直さなければならぬ課題になつてしまふと思うのです。どうでしようか。

そういう点で私は具体的にお聞きしたいのですが、たとえば原発の問題が起りました。火発の問題が、たとえばきょうのニュースによりますと、これは北海道の伊達紋別の火発、これだけは長い間の住民の、漁民なんかの抵抗にあっておつたんですが、たとえば原発の問題が起きました。火発の問題が、たとえばきょうのニュースによりますと、これは北海道の伊達紋別の火発、これだけはもう非常に大きな問題になつてゐるわけです。

こういう問題に対し、当然火発ができれば海が汚染されるんですよ。あそこはホタテガイとかをはじめとしたけれども、こういうところで、ようやくしましたけれども、こういうところで、ようやくいま息を吹き返しておるようなところでしょう。ところが、実際、あそこで火発が始まつたら、どういう事態が起こるかということはもう今までの例で明らかであります。

そこで、私はお聞きしたいんだが、今まで水産庁としてこれに意思表示をしたか。火発をつくることに對して、魚の安全を守るという立場から、海の汚染を防止するという立場から、はつきり私は発言しなければならない問題だと思ひますが、これをやりましたかどうかですか。ついでに、環境庁からも見えておると思いますが、どのような今まで意思表示をしたか。その官庁としての行動についてお聞きしたいと思います。

火力発電所を建設する計画が提出されました段階におきまして、同時に伊達町の依頼を受けまして、その火力発電所の排出する温排水の水産物に対する影響の調査ということを依頼がありまして、その依頼の件は、日本海洋水産資源のほうに調査を委託いたしまして、それでその温排水関係と漁業との関係の学者の方々にお集まり願いまして、長い期間かけまして調査をお願いした次第でござります。その結果、北電が建設する計画の中で所要の温排水の排出工事が行なわれるならば、一定の地区におきましてはやはりある程度の影響が認められるという、たぶん千五百メートルの関係の周辺だと思いましたが、いろいろな検討の結果、その伊達の周辺の漁業には悪影響ありといふことで、これについては十分に北電と地元の漁協との間に話し合いを進めるように指導いたしまして、一応これは妥結を見たわけでございます。しかしながら、その温排水の影響力が及ばないというふうな結論が出ております地区的漁協の方々の間にはなお異論がございまして、われわれといつしましては、そういう方々について、十分に地元のそういう漁協の方々と北電との間で話し合いを行なうようにならうとして、これにつきましては、しばしば北海道庁のほうに対しまして、われわれといたしましては話し合いを続けるように指導してきた次第でございます。

これは空気の汚染があるし、亜硫酸の問題もある。これは京都の宮津の問題で私たちは現地を調査したし、あそここの海の漁民たちが三千の船を連ねて、宮津の市役所まで押しかけた。そういうところを私は見ていますよ。だから、それよりもっと大きいんだ。そういうものについて、あなたたちが実際ほんとうに国民の命を守るんだという、そういう任務を持つておるなら、そのところに入らなければ任務でなければならないと思う。だから、任務にたえるかどうかとこは聞いてるんだ。ところが、「ここで話すように、そんなこと何ばやつたって、これは今までの常套手段です。問題にならぬ。だから、いままでこれはたとえば敦賀の原発の問題もありますから、これからずっとあるわけですね。だから、いままでこれはたとえば福島の原発の問題もあるし、女川の原発の問題もあるし、至るところにこれはも火発の問題は至るところに出てくる。これから太平洋岸でも、これは福島の原発の問題もあるし、女川の原発の問題もあるし、至るところにこれは起ころっている。こういうものに水産庁としてこれをほんとうに科学的に検討して、そうしてこの実態をつかんで、これをほんとうにいまの政治の中にはつきりやつぱり打ち込むということが必要だ。これは農林大臣の任務でなければならぬ。そうでなければ、もう高度経済成長政策がブルドーザーでまかり通つていい。そうでしょう。それに對してどういう任務を持つて果たしているかといふことを聞いているわけだ。これはいかがでしよう。それを默認して、しかたがございません、通産省でもこういう方針でございます、日本の高度経済成長政策の方針でござりますから何ともなりません——そういふことで、実際はほんとそのような意思表示を、一つは大きくは漁業を守る立場から、さらに大きくは日本の一億の国民の命を守るという立場に立つてこの問題を明らかにしなければいけなかつたんじやないか、こう思うんですが、これはお答えできますか。

○國務大臣(櫻内義雄君) 先ほど長官からお答えをおへておるところで、私はそうきびしく御批判を得るということについてどうも理解をしかねました。なぜかと申し上げますならば、私どもに皆さんに納得のできるだけのそういう調査機能があるかないか、かりにあつたいたしましても、それよりは第三者の調査機関、これにゆだねてその結論を得る、そしてその結論によつての措置がとられるということが私は好ましい姿ではないかと思うんです。ただし岩間委員から、いや、その第三者機関はどうだと、こういうふうにいろいろ申し御見解があればそれはまた別問題になりまするけれども、私どもの立場から申し上げれば、そうおしかりを受けるようなことではないよう私は思ひんでございますが。

○岩間正男君 だから、これは具体的に時間かけでやらないとわからんんですねけれども、どれだけの調査をしたのか、それからどのような調査を依頼されたのか、自分でできなければどういうふうに依頼されたのか、それに対する判断で、それを今度は、いまのとにかくまかり通ろうとするこの方針に対して意見を述べたのか、少なくとも水産庁が国民の命を守るという立場からはつきやはり意思表示をする立場にあるのかないのか、実際は力がなくてできないのか、あるいはそういう盲腸機関なのか、あるという名前だけなのか、このところが問われているんですから、そうすれば、当然やっぱり機構改革の中の問題で、そういう國民から負託された任務を果たす方向にこれはいくのかどうかということが、われわれはこの法案を決定するためにこれは必要なので、そういう立場からこれは聞いて いる。

○政府委員(荒勝義君) この伊達の問題につきまして、農林省あるいは水産庁としてどういう意思表示をしたかということをございますが、これは四十七年の十月に開かれました電調審、伊達火力発電所の取り扱いに対する意見でござりますが、農林省としての発言事項は、当時の記録でございま

○岩間正男君 そうすると、そういうようななことは出された文書があるわけでしょう。文書で残っていますか。意見を出された……。

○政府委員(荒勝巖君) おそらく正式の電調審の議事録には載っていると思います。

○岩間正男君 それ、資料としてちょっとほしいですね。それからいままでの、たとえばたくさんあるわけですから、そういうときどういう位置をとつてこられたか、ここがいま非常に私、問われているということですから、ここを明らかにしてほしいというふうに思うのです。

それからこれと関連しまして水銀の問題、P.C.B.の問題。まあP.C.B.の問題は十四海域の汚染の調査をやつて最近発表された。これが非常に目玉商品になつてゐるんですね、水産庁の。しかし、どうなのか、これは、非常にこの問題について詳細やる時間ありません。これは具体的にどういうふうに調べたのか、それから十四海域だけいいのかどうか。現に東京湾なんか入つていなければども、東京湾調べてみるというとたいへんな事態になつていて、P.C.B.の問題で、その後追加されて。あなたたちの調査では、これはもうかごに水を通したようなことになつていてんだよ。これはやらないよりはいいです。やらないよりいい。しかし、実際ほんとうにこれは組織的に全部を調べるようななそういう組織でなければ安心して食えない、そういうことになつたわけです。これはやられないよりはるかにいいことです。しかし、もっと全面的にやられないよと、とてもこれはたいへんだ。とにかくこの前のあの発表があつたので、東京湾はだいじょうぶだというのでコノシロを食つていた人はびっくりしちゃつたわけだ。調べてみたらコノ

○政府委員(荒幡巖君) あとで、環境庁のはうもお見えになつておりますので、あるいは御答弁願うことになると思いますが、私たちのほうといたしまして、今回は、昨年の十二月に環境庁と同時に発表いたしましたP.C.B.の百十域につきまして、一番汚染が進んでいると思ひます東京湾を含めまして、十四水域につきまして二月、三月と調査してましりまして、一ヵ所につきまして大体二百検体の魚を取り上げまして調査した結果、今回発表するようになりますが、いわゆる基準となつております三P.P.M.以上の検体が発見された地区につきまして今回発表したいきさつでござります。ただ私たちとしても、今回初めての調査でございまして、今回発表した結果が全面的にこれで正当性があるというふうには私たちも考えておりませんで、今後とも継続的に、定期的に東京湾も含めてなお今後調査しまして、その魚の安全性については十分に確認するつもりでござります。また、水銀等につきましても、これは最近非常にまたおりますが、各省も含めましてでございま緒になりましたが、なかなか手が回りかねるというようなことがあります。また、全国的な形で、特に有明、不知火を中心としまして、あるいはカドミウム、あるいはアンというふうな、なお危険を含んでおる物質についての調査につきましては、今後早急に各省を中心とした環境庁の会議で打ち合わせを進めてしまいたい、こういうふうに考えております。

をもとにして話を進めていきたいのですが、これはどういうふうに今後されようとしておられるのですか。

○政府委員(岡安誠君) いま水産庁長官からお話

しございましたとおり、今回の調査は、昨年環境庁が中心になりましたとおもて各省の御協力を得ましてP C B の全国総点検をやりました結果、やはり危険と思われる水域につきましてさらに水産庁が詳細な調査をされたのが今回発表されたわけでござります。環境庁といたしましては、水銀の問題もござしますので、近く有明海、八代海を含めまして全国の総点検をいたしたいというふうに考えております。その際には水銀並びにP C B につきまして、特にP C B につきましては、今回の調査につきまして補足的に調査をいたしたいというふうに考えておりますし、それ以外の有害物質につきましても、たとえばカドミウム等につきましてはわせて全国的な総点検を行ないたい、できればそれも六月中に行ないたいというふうに考えております。

○岩間正男君 調査の規模はどのくらい、それから組織的にはどういうふうな、何人ぐらいで、どういうふうにやろうというふうに考えておられるのか。それから期日はいつまで考えておられるのか。これは急を要するのですね。とてもんきなことができないわけで、どうなんですか。

○政府委員(岡安誠君) まだ現在その計画の内容につきましては検討中の段階でございますが、概要を申し上げますと、まず水銀につきましては、全國の、水銀をかつて取り扱っていた工場、現在取り扱っている工場等を中心いたしました調査でございます。それから物質につきましては、先ほど申し上げましたとおり、水銀、P C B 、カドミウムその他の有害重金屬ということにいたしました調査の期日でございますが、できれば今月中にも着手をいたしたい。ただ問題は、相当膨大な

地点の調査になると思いますので、できるだけ早く調査結果を集計いたしたいと思っておりますが、多少の日時は要するのではなかろうかといふうに考えております。

○岩間正男君 これも資料で、概要でいいだけ

そこに移った。そういうことで実際やらしている。国が出すべきですよ。国が出して、その金でもってやつて、技術開発もやつて、ほんとうに予算的にも考えてやつて、その人たちが立つようなそういう目安がついた、まあいらっしゃい、これが政治といいうものだと思う。ところが、実際はほんとうにいたいけな零細漁業者たちの犠牲においてはどうなのか、そういうことについて私は検討しないと、これは調査はやりました、しかし、ほんとうにこれは全体を把握するよな、そういう科学的な方法になつているのかどうか。これは宣伝だけに使われて、実質はかごから水が漏るようなかっこになつておいて、そして何年か後になつてから、ああ、あのときの調査がさんだつた、申しわけ的だった、こういうことが非常に多いわけでしょう。ほんとうにやはり国民の生命の安全を守る、命を守るという、そういう観点からこれとを農林大臣は要求されるべきだし、そうして、当面する重大な課題について、ほんとうに魚を守ることには農林大臣はいま期待している。そういうことについては国民はいま期待しているのだと思うんですがね。その点から、やはりいま全の措置をしなくちゃならぬのです。そういうことは本気になってやる必要が出てきたわけです。この点を守る何といつても任務をあなたたちが担当されるなら、その点については十分に水産庁では、魚を守る何といつても任務をあらうふうにやろうというふうに考えておられるのか。それから期日はいつまで考えておられるのか。これは急を要するのですね。とてもんきなことができないわけで、どうなんですか。

係工場を指導していく、これはこれで私は決して不当なことではないと思うのであります。ただ、そういう加工団地を形成していく過程におきまして、遺憾ながら技術が未熟であつたという問題が発端になったことだと想うのであります。したがつて、きょうこの席上におきまして、その後のいろいろな経緯を承つて、一體水産庁、農林省はどうするかということについてのお尋ねでござい

ます。

○岩間正男君 これも資料で、概要でいいだけ

かなかつた。それは私の責任ではございませんといいうのが一体政治であるかどうか、この点が問わされてみて、うまくいくかいかないか、うまくいかなかつた。それは私の責任ではございませんといいうのが一体政治であるかどうか、この点が問われていて。水産加工の問題といいうのはまさにそこにあるのですよ。そこからいけば、さつきのようないい答弁は出てこないのです。三木環境庁長官に私は試金石だと言つたけれども、ほんとうにそうなんです。それから水産庁としたら、この問題について、やはりあなたたちはあなたたち自身が一体あいの問題起こつたら自分で自分が痛いと感ずるやうでなければ絶対に、ほんとうに水産業を代表するということにならぬ。その点を私は痛烈に指摘しておきたいと思います。あれは人のことで、あれは失敗したのだ、そうじゃない。これは公害を守るためにとにかく立ち上がつた。そういうものに対するところの政治的指導、政治的方針、政策といいうものは、万全どころか、全く業者任せ、人の、国民の犠牲においてそろしてやつてみて、うまくいけば全国に奨励するのですよ、しかし、

それが問題の一一番のかなめであつたと思うんであります。しかしながら、これもきょうお話を聞いてまいりますと、今後の技術開発の上にそれらのことがすべてむだであつたというように私は認識をいたしませんでした。これは非常な御心労を、御関連をする問題について、これは参考の方からも、市や県の関係等、連携してという御意向もあります。したから、技術開発ということは重要であるので、これは別に取り上げて考える要素があるのでないかと、その点については私は関係省庁と相談してやりたいということを申し上げたのであります。したから、技術開発ということは重要であるので、これは別に取り上げて考える要素があるのでないかと、その点については私は関係省庁と相談してやりたいということを申し上げたのであります。

○國務大臣(櫻内義雄君) 先ほど塩釜の水産加工団地の問題が出てきましたが、この経緯を考えましたときには、公害事業団があつて、その事業団において加工団地をつくるべく塩釜の開

事は、岩間委員の言われるよう、その当初の期待に反する技術的な行き詰まりということが、これまで問題の一番のかなめであつたと思うんであります。しかしながら、これもきょうお話を聞いてまいりますと、今後の技術開発の上にそれらのことがすべてむだであつたというように私は認識をいたしませんでした。これは非常な御心労を、御関連をする問題について、これは参考の方からも、市や県の関係等、連携してという御意向もあります。したから、技術開発ということは重要であるので、これは別に取り上げて考える要素があるのでないかと、その点については私は関係省庁と相談してやりたいということを申し上げたのであります。

ます。

○國務大臣(櫻内義雄君) 先ほどから何回かお答えを申し上げておるわけですが、この経緯を考えましたときには、公害事業団があつて、その事業団において加工団地をつくるべく塩釜の開

たが、この態度一つを見ていて、やはりほんとうにあれを守るのだという積極的な政策のあらわれであります。それから、ああいうかつこうではあらわれてしました全国調査をいたしたい。その内容は、水質、底質、魚介類等を中心いたしました調査でございます。それから物質につきましては、先ほど申し上げましたとおり、水銀、P C B 、カドミウムその他の有害重金屬ということにいたしました調査の期日でございますが、できれば今月中にいよいよ着手をいたしたい。ただ問題は、相当膨大な

きびしいことばを使いました。業者の、ほんとうに中小零細加工団地の零細業者たちの出資とか機械、財産までほんとうに売つて、店をたたんであ

○委員長(高田浩運君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、鶴園哲夫君が委員を辞任され、その補欠として瀬谷英行君が選任されました。

○岩間正男君 農林大臣もぜひ塩釜においてお見えいただきたいと、特に切望します。一るの光と言ふけれども、なかなかそういう形になっていないわけですね、これを見るとなれば、沈うつですよ、とてもだらまあることをつけ加えて、次に移ります。

次に、水産庁の機構の中で重要な一部門を占めている船舶関係についてお伺いしたい。この問題は鶴園議員からも一部触れられましたが、私はいろいろ詳細な問題について端的にずっと聞いていきますから、これにお答え願いたい。

まず第一に、水産庁の船舶職員は全国で四百四十名、本庁だけでも百七十六名に及んでいます。いますが、中央においてこれを管理する機構はわずかに四名の職員が当たっているにすぎない。これはその人たち自身の労働強化になり、船舶労働者の労働条件の向上のために各種のサービスができない現状にあると聞いておりますが、いかがですか。

○政府委員(荒勝巖君)

この水産庁に船がありまして、御存じのように、ただいま御指摘のように、四百四十名の総定員でこの船の運航をいたしております。その隻数は二十隻でございます。

で、この管理をどうするかということでございますが、これにつきましては、船舶管理班を、昭和十四年度から管理班を設けておりまして、さらにこの問題につきまして、四十三年に運航係一名が増員され、四十四年四月に別途用度班を船舶の備品等を買つたためことで発足させました。たが、ただいま現在、管理班といつしましては四名ということになっております。

○岩間正男君 だから、四名でこれができるかどうかというんですね。まあ四百四十人、全国にこ

の船舶職員がいる。本庁だけでも百七十六人いる。この人たちが、まあ船に乗り組んでいる人もあるし、いろいろこれの話をする。これが十分にこれまでではできないのじゃないかと、そういうこれまでではできないのじゃないかと、そういうことを聞いているわけですが、これは具体的にお聞きしますけれども、これについて組合が十年来当

局に、水産庁に要求している、船舶管理機構を充実してほしいと、当局はそのつどに検討しているということあります。が、いまだに検討、検討で結局年を過ごしているということあります。これはどうしてももっと強化されなければ十分なことはできないと思うのですが、いかがでしょう。

○政府委員(荒勝巖君)

確かに、御指摘のように、最近におきます水産行政が複雑多様化してきておりまして、また船舶の隻数もふえ、また大型化してきておりますので、これに伴いまして船員等も今後ふやしていかなければならぬのじゃないか

と、こういうふうに思つておる次第でござります。したがいまして、船員もふえ、船もふえるといふことになりますれば、人事管理上、事務も当然増大してまいりますので、現在水産庁の経営課で担当しております各課におきまして、それぞれ船舶の運営について、今後なお一そうこの人員の確保をはかります。

○政府委員(荒勝巖君)

かねてから、この船舶職員のために統一した課をつくって、そこでまあ船の管理運営を行なうとともに、乗り組み員の世話を統一的に行なうべきであるという御意見は、乗組み員の方々から強い要望があつたことは私も存しております。しかし、御存じのように、船の管理運航のしかたがそれぞれの目的に応じて非常に複雑多様でございまして、たとえば北洋の取り締まりのごときになりますと、一シーズンはほとんど半年近く出払うというような場合もありますし、また、沿岸の漁業調整の関係で出ます取り締まり船は、毎日のように行つたり帰つたりといふように、運航目的がそれぞれ異なることがありますので、したがいまして、それぞれの目的の課に所属して運航さしたはうが、業務の運営といふ面からは非常に機能的ではなかろうかということ

認めざるを得ないのでなかろうかというふうに私は理解しております。今後そういうことのない

ように、この船舶管理班の定員をさらにふやしま

して、その運営について、より改善してまいりたいと、こういうふうに考えておる次第でございま

す。

○岩間正男君 とにかく四人では、いろいろ伝言があつたり、たいへんでしょう、四百人のそぞういう世話をするとなんですかね。とても手が回りかねる。結果、管理ということばですが、管理じゃなくて、これは世話をしなくちゃならないわけで

しょう。いろいろ家族との伝達とか、いろいろの問題だとか、それから家族にいろいろな問題が起つた場合にこれを伝達するとか、こういうことはとても四人じゃできないだろう。ですから、どうしてもこの機構というものを、もうここのこと

ころをふやして、できればこれは管理課のようなものにして、もつと行き届いた、そういうサービスをする必要があるんじゃないかということを、これについて、具体的にこれ、どういう努力をされるか、どうですか。

○政府委員(荒勝巖君)

かねてから、この船舶職員のためには、乗組み員の世話を統一的に行なうとともに、乗組み員の世話を統一的に行なうべきであるという御意見は、乗組み員の方々から強い要望があつたことは私も存しております。しかし、御存じのように、船の管理運航のしかたがそれぞれの目的に応じて非常に複雑多様でございまして、たとえば北洋の取り締まりのごときになりますと、一シーズンはほとんどの半年近く出払うというような場合もありますし、また、沿岸の漁業調整の関係で出ます取り締まり船は、毎日のように行つたり帰つたりといふように、運航目的がそれぞれ異なることがありますので、したがいまして、それぞれの目的の課に所属して運航さしたはうが、業務の運営といふ面からは非常に機能的ではなかろうかということ

認めざるを得ないのでなかろうかというふうに私は理解しております。今後そういうことのない

ように、この船舶管理班の定員をさらにふやしま

して、その運営について、より改善してまいりたいと、こういうふうに考えておる次第でございま

す。

○岩間正男君 これは実現できそですか。

○政府委員(荒勝巖君)

いまの時点におきましては、この管理課を設けるとともに、各課のさらに指

導をよく強化するとともに、各課のさらに指

導をよく強化してまいりたいと、こういうふうに考

えておられます。

○岩間正男君 これは、ことしの予算の範囲内で

できるのですか、できないですか。

○政府委員(荒勝巖君)

予算の編成時におきまし

ては、そういう考え方を持たずには編成いたし

ておりますので、直ちに実施するということにつ

きましては少しずむかしいのではないかと思

います。

○岩間正男君 これは来年のことですか。

○政府委員(荒勝巖君)

来年以降の問題として、

この問題をどうするかということにつきまし

ては、ただいまの御質問等もございまして、われわ

れとしましてはひとつ慎重に検討はさせていただ

きました。

○岩間正男君 これは来年のことですか。

○政府委員(荒勝巖君)

来年以降の問題として、

この問題をどうするかと

いうことにつきましては、非常にまあおほんとうに今

後、より検討すべき問題が多く残つておるのでは

なかろうかと思ひます。

○岩間正男君 来年で

しかも検討するとい

うこと

であります。

とじや、これは全く要求にこたえられないのじや

ないかと思う。

気象廳の場合は調べてみると、氣

象廳は六隻の船舶を持っていて、船員が百六十七

名、海務課、これは船舶管理業務を担当するんで

すが、この職員が、人事の任免關係を除いても十

四人もいるのですね。これと比べたらどうですか。

これはたいへんなことですよ。百六十七人で十四名。そうすると、この三倍で、いはば、気象庁並みにいはば、これはもう三十、四十名要るわけですよ。気象庁が多いといふうに言つていいわけじゃないんです。多いと言つていいわけじゃないが、あまりにこれは水産庁の船舶部といふのは、実際は日陰の、日の当たらない、そういうところに追いついていたんじゃない。今まで。そういうものを持ってる。そういうものとの関係において、しかも水産庁の任務といふのは、先ほど言つたように、非常に重要な食糧確保の問題、国民の生命を守るという、そういう問題も担当する重要なものを持つてます。そこで、行管の方は見えていますな。お聞きしたいのですが、どうですか。水産庁と気象庁の場合は、どうして、なぜこの点はやっぱり改善をする必要があるんじやないか、そういうところにきてると思うのですね。

○政府委員(平井謙郎君) 船舶の運営管理に並びに船員の管理に関する機構につきましては、二つのバーンがございます。一つは、船舶の運航業務がおおむね同一の業務であると、こういった機関の場合でございまして、もう一つは、水産庁の例に見ますように、所属船舶の運航業務が教練にわたつて、いるという機関でございます。で、前者の場合におきましては、そういう船舶の運航業務と船員の人事管理その他の業務を一括りいたしまして一つの課等で所掌するという形をとつております。後者の場合につきましては、水産庁とかあるいは海上保安庁も同様でございますが、それの運航業務については、業務内容によつて担当の部課を幾つか設けて、そこで所掌するという形をとつております。したがいまして、気象庁のように、そういう形で集中してやつております場合には、確かにまとまつた人數があるよう見えますし、反対に水産庁等の場合のように、所掌事務を幾つかに分けております場合には、人員等

において不足があるよう見えてるようございますけれども、実態から見まして、私どもは、御指摘のよう直ちに水産庁の人員が不足しているが、あまつてこれは水産庁の船舶部といふのは、実際は日陰の、日の当たらない、そういうところに追いついていたんじゃない。今まで。そういうものを持つてます。そこで、行管の方は見えていますな。お聞きしたいのですが、どうですか。水産庁と気象庁の場合は、どうして、なぜこの点はやっぱり改善をする必要があるんじやないですか。どうなんですか。

○政府委員(平井謙郎君) 船舶の運営管理に並びに船員の管理に関する機構につきましては、二つのバーンがござります。一つは、船舶の運航業務がおおむね同一の業務であると、こういった機関の場合でございまして、もう一つは、水産庁の例に見ますように、所属船舶の運航業務が教練にわたつて、いるという機関でございます。で、前者の場合におきましては、そういう船舶の運航業務と船員の人事管理その他の業務を一括りいたしまして一つの課等で所掌するという形をとつております。後者の場合につきましては、水産庁とかあるいは海上保安庁も同様でございますが、それの運航業務については、業務内容によつて担当の部課を幾つか設けて、そこで所掌するという形をとつております。したがいまして、気象庁のように、そういう形で集中してやつております場合には、確かにまとまつた人數があるよう見えますし、反対に水産庁等の場合のように、所掌事務を幾つかに分けております場合には、人員等

において不足があるよう見えてるようございますけれども、実態から見まして、私どもは、御指摘のよう直ちに水産庁の人員が不足しているが、あまつてこれは水産庁の船舶部といふのは、実際は日陰の、日の当たらない、そういうところに追いついていたんじゃない。今まで。そういうものを持つてます。そこで、行管の方は見えていますな。お聞きしたいのですが、どうですか。水産庁と気象庁の場合は、どうして、なぜこの点はやっぱり改善をする必要があるんじやないですか。どうなんですか。

○政府委員(荒勝巖君) 先ほど來御指摘のように、乗組み員の間に從来の水産庁の管理運営についていろいろな要望が出ておりまして、それに応じて一つ一つ片づけていきたい、と思っております。範囲におきましても、それぞれの所属部課等におきまして、私どもが水産庁から承つておあります範囲におきましても、必ずしもつまびらかでないと考えております。

なお、船員についてのいろいろのお世話等につきまして、私どもが水産庁から承つておあります範囲におきましても、それぞれの所属部課等において必要な範囲においてお世話を申し上げてます。ということでおきましますので、今後の問題としてはともかく、現在の段階におきまして、直ちに御指摘のような事態があるとは考えておりません。○岩間正男君 水産庁から承つておると言つたつて、長官か、何で、上の人の話を聞いていいのでしょうね。実際的に当たつてあるところを聞いていない、調べてもいない、中身も具体的に調査をしてるわけではない。大体、総定員法のあなたたちは大もとだから、だから実際必要なところに人をやらない。そして、この前の総定員法のときには、全部減らしたんだよ。こういふことですか、どうですか。船員の配置ですが、水産庁所屬の船舶は二十隻で、船舶の規模、業務の内容、能力等に応じた各船ごとの要員配置が不十分で、共通して人員が足りないために、船員は労働強化に追いやられていると、こういう例があるようですね。これは漁業生物調査に当たつて、たとえば探海丸の場合ですが、十二人しか現在船員がいなさい。現場では正常な運航を確保するためにはどうしても十八人を必要だと認めてるようですが、現在は十二人でこれはがまんさせられている。これでは十分な任務が果たせないとと思うのであります。これはいかがでしようか。

○政府委員(荒勝巖君) 探海丸の定員内の職員は現在全部で十三名でございまして、ただいま御指摘もありましたように、この足らないのを臨時職員として甲板部員一人、機関部員二名で、四名を配置しております。しかし、まあこの問題は、われわれといたしまして今後努力いたしまして、ぜひ正式な定員にこの臨時職員を切りかえるよう努力してまいりたいと思つております。

○岩間正男君 次に、東海区のたか丸と、南西海区のたか丸の場合、この二つの場合ですが、それぞれ三人しか乗船してない。船員一人でも病気になつた場合、運航をどう保障するのか。交代要員はいるのかどうか。これは要らないといふうふうに思う。そういうふうに私はこの問題を受けとめ、皆さん、また関係者のお話を聞いた

わけですから、水産庁長官、いかがですか、これに対する決意を述べてください。

○政府委員(荒勝巖君) 先ほど御指摘のように、乗組み員の間に從来の水産庁の管理運営についていろいろな要望が出ておりまして、それに応じて一つ一つ片づけていきたい、と思っております。範囲におきましても、私どもが水産庁から承つておあります範囲において、必ずしもつまびらかでないと考えております。

なお、船員についてのいろいろのお世話等につきまして、私どもが水産庁から承つておあります範囲におきましても、それぞれの所属部課等において必要な範囲においてお世話を申し上げてます。ということでおきましますので、今後の問題としてはともかく、現在の段階におきまして、直ちに御指摘のような事態があるとは考えておりません。

○岩間正男君 水産庁から承つておると言つたつて、長官か、何で、上の人の話を聞いていいのでしょうね。実際的に当たつてあるところを聞いていない、調べてもいない、中身も具体的に調査をしてるわけではない。大体、総定員法のあなたたちは大もとだから、だから実際必要なところに人をやらない。そして、この前の総定員法のときには、全部減らしたんだよ。こういふことですか、どうですか。船員の配置ですが、水産庁所屬の船舶は二十隻で、船舶の規模、業務の内容、能力等に応じた各船ごとの要員配置が不十分で、共通して人員が足りないために、船員は労働強化に追いやられていると、こういう例があるようですね。これは漁業生物調査に当たつて、たとえば探海丸の場合ですが、十二人しか現在船員がいなさい。現場では正常な運航を確保するためにはどうしても十八人を必要だと認めてるようですが、現在は十二人でこれはがまんさせられている。これでは十分な任務が果たせないとと思うのであります。これはいかがでしようか。

○岩間正男君 とにかく一人でも病気になつたら、三人乗つてはいるが、非常にこれは不安定です。あるいは多少定員等につきまして、さらに検討する必要があるんではなかろうかということで、これにつきましてはただいま内部で配置がえつて検討中でございます。

○政府委員(荒勝巖君) とにかく一人でも病気になつたら、三人乗つてはいるが、非常にこれは不安定です。あるいは多少定員等につきまして、さらに検討する必要があるんではなかろうかということで、これにつきましてはただいま内部で配置がえつて検討中でございます。

○岩間正男君 それから、どうなんですか。各船舶ごとの要員配置基準といふのは、現在できているんですけど、三乗つてはいるが、非常にこれは不安定です。

○政府委員(荒勝巖君) 総隻数約二十隻ございますが、その船が大中小それぞれ運航目的が全部異なつておりますが、したがいまして、非常に内部の基準といたしまして、統一基準といふわけにはいきませんで、まあ一隻ごとのような形で能

やつてきたわけであります。最近の業務量の多様化、あるいは多くなつてきておりますので、これにつきまして、目下それぞれの船舶について実態調査を実施いたしまして、また民間の実態もあわせ、またよその省の船も調べまして、適正な配置基準を一応つくらうということで努力している次第でござります。

○岩間正男君 これもちゃんと科学的にするには、びしつとやっぱりこういうものをつくつて明確にしておかぬとまずいですね。だから、これも

先にいつでもこう延ばしてやるんじやなくて、どんなんこれは手がける必要があると思いませんが、いかがですか、今年中にこれありますか。

○政府委員(荒勝巣君) この統一基準をつくると

いうことにつきましては、努力はいたしたいと思

いますけれども、それぞの船につきまして、な

おもう少し調査をしていただきたいと、こういう

ふうに考えております。

○岩間正男君 どうも調査、努力、それから検討、

これが常用語になつていてるんですね。国会の辞典

からこれ抹殺したいですよ。そうでないとさつぱ

り進まないのだ、話が。これでするするする

十年も逃げられたんでは話にならぬですよ、関係

者がまいるんだから、関係者か。そういうことで

なくて、これは今年中におやりなさいよ。どうで

すか。

○政府委員(荒勝巣君) 暫定的にもつくるよう努

めいたします。

○岩間正男君 次に、病人が非常に出るんですね。

四十七年度水産庁所屬船舶職員の場合は、病欠者

が十六人、退職者が七人も出ていると聞くんです

が、なぜ病人や退職者がこれだけ多くなつたか。

これは労働強化のためではないか。補充するため

の予備船員の配置は十分でない。そうして、しか

もこの労働条件ですね、前近代的な船員の労働条

件がそこにある。航海中、週五十六時間になつて

いるんですが、これは四六時中拘束されている、

この船は。だから陸上の通勤者八時間労働ではなく

ても想像もできない。全部これはもう二十四時間

拘束されているのですからね。そうして休憩時間

もこれは結局は乗船しているんですから。そうす

ると、拘束されているのが、もう絶えず長い時間

の拘束なんですね。これに対して休息をどのよう

に保障するのか。非常にこれは特殊勤務なんであ

りますから、これに対しても十分にこれは前近代的なやり方でなく、近代的な日の目を当てる

と、当然科学的なここに光を当てる、こういう

立場からいくべきと思いますが、農林大臣いかが

慣行でやつてあるようだが、手当も支給されず、

○政府委員(荒勝巣君) 船員の拘束時間につきま

しては、人事院によつて、一応人事院の承認をとつ

て行なつております。それで、その船と同一基準で実行

されておりまして、われわれとしましては、この

拘束時間につきましては、今後努力はいたします

けれども、まあ各官庁の統一基準といふうに御

理解願いたいと思います。

○委員長(高田浩運君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(高田浩運君) 速記を起こして。

○岩間正男君 週休二日制、一週四十時間労働と

加算して有給休暇とし、停泊時にとらせるべきだ

と思う。これは人事院に聞きます。アメリカでは

どうか。労働時間、休暇など、これははどういうふ

うになつてあるか。はつきりお聞かせを願いたい。

さらに、今度は賃金問題であります。これは大

蔵省に聞きますが、民間と比べて手当が低いので

はないか。航海日当はどうなつてあるか。航海日

当は最高で一日千三百八十五円、これは船長クラ

スでそのようになります。最低は八十円。船長ク

ラスが高いというのではないけれども、最低があ

まりにも低過ぎる。これでは何でもきないので

ないか。あまりにもまた格差が大き過ぎるのでは

ないか。これに対して増額が非常に関係者から熱

望されているのですが、同時にまた差別支給をや

めるべきだ。

次にまた、これも大蔵省にお聞きしますが、食

卓費の問題、この食卓費ですが、これは現行一日

四百十円、これは最高の場合。そして最低は二

百九円。みんなこの物価高では足りないので自己

負担をしている。四十八年度の予算ではわずか七

・八%のアップにすぎない。

次に、水産庁の予算が少ないために、ドック入

りした船の修理を船員がやつてあるあります。

最後に、設置法の提案理由の説明の中に、「漁業

夏は暑く、冬は寒風という悪環境の中で作業をやられてゐるし、ドック内での事故も多い。府当局も、本来船員のやるべき仕事ではないことを認めているのではないか。これをどういうふうにするのか。こういうものも前近代的なやり方です。

それから船舶に医師がない。医師に払う賃金が公務員待遇のため來ないといわれている。全船舶に衛生管理者を配置し、その手当を新設すべきではないか。船員の健康と航海の安全を守るために当然のことだと思いますが、どうですか。

それからその次は、航海日数が長過ぎる。一年に二百二十日も航海している。組合の要求は二百日以内。大蔵省の積算予算は二百四十日計算だと聞くが、どうなのか。民間船舶の船員と比べて相

対的に見てどうなのか。

次に、白鷺丸の問題ですが、一昨年の秋に、航

海日数の要求で十六日間にわたるストを行なったことがある。当局はその際、航海日数について組合と協議すると回答しているのだが、これはどうなつてている。

人事院に――人事院帰つちやつたか――お聞きします。交通費について。長期航海の船員が郷里に帰る場合、定係港に近い家からの交通費について、通勤と同様な状態でこれを出すべきで、同様な状態が可能でありながら交通費が支給されていないが、これは当然支給すべきだ。これは鶴園委員もこの前のお聞きしました。

それから航海日数等につきましては、これは從来は医者を乗せる基準にまで達しておりませんが、これにつきましては、やはり長期航海の場合には、各大学等に協力をお願いいたしまして、大型船に組合と協議すると回答しているのだが、これはどうなつてている。

医者につきましては、これは現在水産庁の船には医者を乗せる基準にまで達しておりませんが、これにつきましては、やはり長期航海の場合には、各大学等に協力をお願いいたしまして、大型船に組合と協議すると回答しているのだが、これはどうなつてている。

それから航海日数等につきましては、これは從来から少しづつやはり減少してまいりまして、今後とも、そういう年間あまり不適に見えることのないようわれわれとしては努力してまいります。

それから航海日数等につきましては、これは從来から少しづつやはり減少してまいりまして、今後とも、そういう年間あまり不適に見えることのないようわれわれとしては努力してまいります。

それから通勤費の手当等につきましては、これは実際問題としてむずかしいのではなかろうかと思いま

す。

それから調査船等が調べてまいります調査結果につきましては、これは当然調査研究部におきま

して、あるいはそれぞの水産研究所がそれぞれの各区にあります。それで、研究所で取りまとめて、重要なものにつきましては

記録にして整理して出しておる次第でございま

す。

それから公害問題等につきましては、なお今度設置法

をお認めいただければ、当然に漁場保全課ができる

ます。」とあるが、公害問題について今日まで放置してきました原因と責任はどうなつか。これは最初に

お聞きしたのを、最後にまとめてこの件についてお聞きします。

以上お答えを願いたい。

○委員長(高田浩運君) 答弁は簡明に願います。

○政府委員(荒勝巣君) ただいまの御指摘の点につきまして、水産庁の担当する部分について御説明申し上げます。

ドック入りの点につきましては、これはやはり自分に乗つている船でございますので、手直します

るときに、やはり多少立ち会いながら直すようになります。するものが従来の船のドック入りの習慣でございま

す。

それからお聞きします。

○政府委員(荒勝巣君) 答弁は簡明に願います。

お聞きしたのを、最後にまとめてこの件についてお聞きします。

三回お答えを願いたい。

○委員長(高田浩運君) 答弁は簡明に願います。

○政府委員(荒勝巣君) ただいまの御指摘の点につきまして、水産庁の担当する部分について御説明申し上げます。

ドック入りの点につきましては、これはやはり自分に乗つている船でございますので、手直します

るときに、やはり多少立ち会いながら直すようになります。するものが従来の船のドック入りの習慣でございま

す。

ます。

○説明員(西垣昭君) 航海日当と食卓料につきましてお答えいたします。

改定をいたしておりまして、今回も関係各省の間で検討作業を進めておるところでございまして、近く改善いたしたいと思っております。

それから食卓料につきましては、毎年、主食あるいは副食費の値上がりを織り込みまして改定いたしておりまして、今回も改定の予定で作業を進めているところでございます。

○委員長(高田浩運君) ほかに御発言もないようですから、本案に対する質疑は終了したものと認めます。これより討論に入ります。——別に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めます。これより採決を行ないます。

農林省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(高田浩運君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○片岡勝治君 私は、ただいま可決されました農林省設置法の一部を改正する法律案に対し、自民・社会・公明・民社・共産の五党共同提案にかかる附帯決議案を提出いたしました。

まず、附帯決議案を朗読いたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行にあたつては、漁港の整備を急ぐは勿論のこと、争激に悪化しつつある

漁場環境の現状にてらして、公害防止対策等必要な措置を講じて漁場の保全をはかり、もつて沿岸漁業の振興に努めるべきである。また、水産加工業の振興についても特段の配慮をなすべきであるが、塩釜市の水産加工団地の例にみられるごとく、水産加工の工程より排出される汚水の処理技術は未だ開発途上にあるので、今後

その一層の研究開発に努め、その実効を期する

とともに、同団地の問題についても、地元関係者の意向を十分尊重してすみやかな解決を図るべきである。

右決議する。

以上でござります。

附帯決議案の趣旨は、案文及び審議の過程で明らかでありますので、説明は省略させていただき

ます。○委員長(高田浩運君) ただいま片岡君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案の賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(高田浩運君) 全会一致と認めます。

これより採決を行ないます。

農林省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(高田浩運君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○片岡勝治君 私は、ただいま可決されました農林省設置法の一部を改正する法律案に対し、自民・社会・公明・民社・共産の五党共同提案にかかる附帯決議案を提出いたしました。

まず、附帯決議案を朗読いたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十六分散会

六月八日本委員会に左の案件を付託された。  
一、靖国神社国家護持に関する請願(第二七二七号)(第二七五六号)(第二八〇三号)(第二七八号)(第二八二五号)(第二八二五号)(第二八三七号)(第二八三八号)(第二八六一号)

一、両眼失明重度戦傷病者に対する恩給等改善に関する請願(第二八四八号)(第二八四九号)

この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第二七二七号 昭和四十八年五月二十五日受理  
靖国神社国家護持に関する請願  
請願者 滋賀県犬上郡甲良町字北落 上川 正雄外二十四名

紹介議員 河本嘉久藏君  
請願者 德島市北田宮二ノ一五ノ三 名倉 由治郎外二十四名

紹介議員 久次米健太郎君  
請願者 德島市西野松茂町広島 増矢稔

紹介議員 久次米健太郎君  
請願者 茨城県結城郡八千代町大字尾崎三 五七 青谷福二外二十三名

紹介議員 中村 登美君  
請願者 茨城県結城郡八千代町大字尾崎三 五七 青谷福二外二十三名

紹介議員 久次米健太郎君  
請願者 茨城県結城郡八千代町大字尾崎三 五七 青谷福二外二十三名

外二十四名  
紹介議員 久次米健太郎君  
請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第二八三七号 昭和四十八年五月三十日受理  
靖国神社国家護持に関する請願  
請願者 滋賀県犬上郡甲良町字北落 上川 正雄外二十四名

紹介議員 久次米健太郎君  
請願者 德島市北田宮二ノ一五ノ三 名倉 由治郎外二十四名

紹介議員 久次米健太郎君  
請願者 德島市西野松茂町広島 増矢稔

紹介議員 久次米健太郎君  
請願者 茨城県結城郡八千代町大字尾崎三 五七 青谷福二外二十三名

外二十四名  
紹介議員 久次米健太郎君  
請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第二八三八号 昭和四十八年五月三十日受理  
靖国神社国家護持に関する請願  
請願者 滋賀県犬上郡甲良町字北落 上川 正雄外二十四名

紹介議員 久次米健太郎君  
請願者 德島市北田宮二ノ一五ノ三 名倉 由治郎外二十四名

紹介議員 久次米健太郎君  
請願者 茨城県結城郡八千代町大字尾崎三 五七 青谷福二外二十三名

外二十四名  
紹介議員 久次米健太郎君  
請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第二八四九号 昭和四十八年五月三十一日受理  
靖国神社国家護持に関する請願  
請願者 滋賀県犬上郡甲良町字北落 上川 正雄外二十四名

紹介議員 久次米健太郎君  
請願者 德島市北田宮二ノ一五ノ三 名倉 由治郎外二十四名

紹介議員 久次米健太郎君  
請願者 茨城県坂田郡近江町岩脇一、一三 六 藤本源三

紹介議員 久次米健太郎君  
請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

両眼失明重度戦傷病者に対する恩給等改善に関する請願

請願者 群馬県前橋市住吉町一ノ一三ノ二  
九 西沢巴

紹介議員 佐田 一郎君

この請願の趣旨は、第二二五一号と同じである。